

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成28年 9月12日 開会 10時44分 閉会 11時18分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

藤原清和	大滝文則	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	簀戸利昭	西田久志
三輪順治	大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	佐藤文則
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	山田正人
建設経済部長	三宅道雄	水道部長	妹尾福登
総務部次長	渡辺聡司	市民生活部次長	北村容子
健康福祉部次長	猪原忠教	建設経済部次長	橋本良啓
水道部次長	谷本悦久	市民生活部参与	藤井護
建設経済部地域創生参与	妹尾光朗	建設経済部参与	武田吉弘
財政課長	佐藤和也	介護保険課長	川上邦和
健康医療課長	田平雅裕	上水道課長	田中伸廣
教育長	片山正樹	教育次長	大舌勲

(3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄
------	------	-------	------

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（藤原清和君） 本会議に引き続きご苦勞さまでございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 皆さまに、改めましておはようございます。

9. 1. 1 アメリカの同時多発テロから15年、それから東北、東日本大震災から5年半という月日が経過しております。東北の地におきましてはまだまだ復興途上というところがあります。我々がこの安全・安心について自治体として何ができるか、こういったことをまだまだ問われているんだろうというふうにも思っています。さて、そうした中、本日は議案審議に引き続きまして、予算決算委員会の開催をいただいております。皆様方には何かとご多用の中、お繰り合わせをいただきました。本当にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件であります。一般会計補正予算第2号でございまして、皆様方には慎重に審議をいただきながら、適切なご決定を賜りたいというふうにも思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

〈議長あいさつ〉

〈議案第56号 平成28年度井原市一般会計補正予算（第2号）〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

〈歳出第15款 総務費〉

委員（森本典夫君） 直接予算に関係ないかもしれませんが、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業負担金これだけありますけれども、個人番号カードのことでお伺いしますが、全国的には交付がかなり遅れているというようなニュースがテレビ、新聞でやられておりますけれども、井原市の場合はどういう状況なのかお聞かせいただきたいと思えます。

市民生活部次長（北村容子君） 井原市の交付状況についてでございます。現在、機構への申請が8月末現在で3091人。その内、市が受領しておりますものが2865人。既に交付を行っておりますものが2512人。未交付者が353人となっております。井原市におきましては適時交付に努めておるところでございます。

委員（森本典夫君） 通常ですと、手続きをしたらどのくらいで交付されるんでしょう

か。現在353人という未交付者がおるということですが、それは大体いつごろまでには済むのでしょうか。

市民生活部次長（北村容子君） 未交付者についてのお尋ねでございますが、これにつきましては既に6月末現在までに交付案内を申し上げての方でございますが、その方には7月13日付で再案内を行っております。そして、その案内には平日を含めて7月24日と8月7日の休日開庁をするので取りに来てくださいというふうな通知案内をしておりますが、今のところほとんど取りに来ておられません。

委員（森本典夫君） 勘違いしておりますが、未交付ですから出来とるものを取りに来られないということなんで。私がお尋ねしたいのは、今ニュースで報道されていますように、交付そのものがうまいぐあいにかずにですね、遅れてるというようなニュースの内容ですが、井原市の場合はそういったことがまったくないのか、あれば何件ぐらいが手続きがスムーズにかずに遅れてるというようなことになっているのか、そのあたりの細かい事をお聞かせいただきたいと思います。

市民生活部次長（北村容子君） 機構のほうに申請をいたしまして井原市にカードが届くのに約3カ月の日数を要しております。その後井原市において交付前の処理入力を行ってご本人さんに案内をすることになっておるのですが、井原市においては遅れているというような事は今現在はないと考えております。

委員（森本典夫君） 例えば、今、手続きをすれば交付まで3カ月ということになるのだと思いますが、井原市の場合はその流れが滞っていることはほとんどないという理解でよろしいでしょうか。

市民生活部次長（北村容子君） そのとおりです。

委員（三輪順治君） ただいま問題になっております個人番号カードに関連してお尋ねいたします。今回は全額国からの補助でございますが、あて先は機構のほうにいくと思われませんが、この補正をする背景なり理由というのは機構側の説明としてはどういうふうにあげていらっしゃるのでしょうか。

市民生活部次長（北村容子君） 機構側からの説明でございますけれども、当初機構の予測でありますマイナンバーカードの交付を約一千万枚予定しておりましたが、国の補正予算と今後交付が伸びるものという予想をいたしまして二千五百万枚に増やし、国の予算のほうもその予算額となっております。27年度当初約一千万枚予定しておりました補正で二千五百万枚を予定しておりました。それが実際27年度が約一千万枚の交付しかございまして、それを平成28年度に送ったということで、平成28年度は二千万枚を見込んでおることになっております。それでこの度の補正になったものでございます。

委員（三輪順治君） 確認しますと、要するに見込みが変わった、発行枚数が変わったか

ら今回補正をして、機構側がシステム改修なり対応する手段を改善するために全国的に負担が増えて井原市が1,004万円ということでございますので、そうするとこれから先もこういうことが起こり得るんですか。枚数が見込み違いでこうなるとご説明があったんですが、もともと個人番号カードというのは今年一月に発行予定で進められていたと思うんですが、なぜこの時期にこの補正をするのかこの理由が今一つよくわからないんですが、枚数だけの問題でしょうか。

市民生活部次長（北村容子君） それにつきましては明らかにされておりませんが、要するは27、28年度の総予算枠というものがございますので、28年度は伸びるといふ予測だったと思います。

市民生活部長（北村宗則君） 先ほどのご質問で、予算的にいいますと枚数の想定との相違ということがございますが、皆さんご承知のとおり27年度においてカードの作成、発行、これに中央でシステム障害等もありまして予定どおりに発行ができなかったという経緯がございます。そういう中で国が見込んでおりました27年度の交付が思うように進まなかったということで、それが28年度に後ろにまわってきている。それに対する補正を求められているものであると。

委員（三輪順治君） いずれにしても財源は100%国でございますが、国であっても私たちの税金が入っておるわけでございます。ですから機構もしゃんとしてもらわないといけないわけですが、この補正については特に異論はありませんが、個人番号カードはこれから基礎的な社会の基盤となるという説明も聞いております。したがって、これは内容としましては是といたしますけれども、個人番号カードのより一層の普及、促進に向けて一層の普及活動をしていただき、かつ活用される範囲を逐次増やしていかれると思いますので、その点についての市のほうからのPR等も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

〈なし〉

〈歳出第20款 民生費〉

委員（柳井一徳君） 本会議でグループホームまごころさんに対する10分の10ということをお聞きしましたが、井原市内での運営実績と申しますか、既存の事業所なんでしょうか。

介護保険課長（川上邦和君） 本会議でご説明いたしましたけれども、広域型の通所介護事業所を現在やっております。それに加えましてケアプランを作る居宅介護支援事業所もやっておりますが、グループホームの運営につきましては初めてということでございます。ただ、認知症の関係の研修であるとかそういうことも受けておられるというふうに聞いて

ておりますので事業採択したということでございます。

〈なし〉

〈歳出第25款 衛生費〉

委員（森下金三君） 飲料水供給事業補助金についてお伺いしたいんですが、3施設ということであって、聞き取りにくかったんですが1施設は新しくされる、改修は上鳴と花滝というふうに聞いたんですが、それぞれ改修の内容と整備されて何年ぐらい経過したものか、それと改修した場所が違った場合が半年後とか一年後に出たという時にはまた補助金が出るのかどうか、まずそれだけ教えてください。

上水道課長（田中伸廣君） 改修工事につきまして芳井町上鳴地内の事業内容でございますが、日名下水道組合でして、既存の施設に隣接する2戸で共同で運営されております飲料水がありまして、それが水源の枯渇、濁水等水量不足が懸念されておまして、新たに日名下水道組合への加入が認められたことによりまして、その2戸に日名下水道組合から水を供給する施設を整備されるものです。もう1一件芳井町花滝につきましてですが、花滝地区名越飲料水供給施設につきましては既存の水源がございます。その水源が老朽に伴い、井戸の側壁等コンクリートが劣化したことによって、周りからの濁水とか小動物の侵入、水質の悪化の原因となっております。その井戸を内面を改修され、新たに機械室、ポンプ室を今は既存の井戸の上ののってありますが、それを新たに再構築され、既存の送水ポンプ、揚水ポンプを新たに整備され滅菌設備を設置されるといった工事の内容でございます。設置年度につきましてですが、芳井町上鳴地内の日名下につきましては既存施設は昭和60年2月18日に設立された施設であるというふうに伺っております。もう一方の花滝地区の名越飲料水供給施設につきましては、関係者からの聞き取りによるものなんですが昭和30年代から今の既存の施設が設置されたものであるというふうに伺っております。今回整備された所とまた違う場所で既存施設の維持補修が必要となった場合は、また要望のほうしていただければ補助金交付対象になると考えております。

委員（森下金三君） それともう1点、2箇所についてそれぞれの全体の事業費いくらかですか。

上水道課長（田中伸廣君） 上鳴の日名下水道組合につきましては申請事業費が1,667,000円、それを市のほうで設計見直し等精査しまして1,667,000円を申請事業費と認め、その10分の7、7割の1,166,000円を交付予定としております。もう一方の花滝地区の名越地区飲料水供給施設につきましては申請事業費が5,165,000円です。市のほうで精査しました結果5,165,000円が適正ということになりまして、その10分の7の補助で

3,615,000円を交付見込みとしております。

〈なし〉

〈歳出第35款 農林水産業費〉

〈なし〉

〈歳出第40款 商工費〉

〈なし〉

〈歳出第45款 土木費〉

委員（森下金三君） 本会議で場所は上嶋高原線と聞いたんですが、高原線は場所がいえばどのへんになるんですかね、下になるんか上になるんか、ひじ曲がりより上か下か、行ってないんでわからんですが、場所と工事の工期、工期が何日ぐらいかかるのか、それとその間通行止めなのか片側通行で行けるのか、そこらへんをちょっと教えてください。

建設経済部参与（武田吉弘君） 場所の確認でございますけれども、芳井町上嶋の市道上嶋高原線でございます。主要地方道芳井油木線沿いから日名住宅入口から北へ約200メートル上がった場所で、ひじ曲がり曲がってしばらく行った所でございます。それから工事の期間でございますけれども今年度中には完了したいと考えております。それから通行止めの関係でございますけれども、現在通行止めにさせていただいております。また工事をしていっている間も通行止めにさせていただく予定でございますのでご協力をお願いしたいと思います。

委員（森下金三君） 工期は今年度中というのはわかったんですが、例えば予算が通って入札に出して、工事期間が大体何日ぐらいかわかりませんか。わからんならええんですが。

建設経済部参与（武田吉弘君） 工事期間のお尋ねでありますけれども、後ほど回答させていただきます。

〈なし〉

〈歳出第50款 消防費〉

〈なし〉

〈歳出第55款 教育費〉

〈なし〉

〈歳出第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈歳入歳出全般についての質疑〉

〈なし〉

建設経済部参与（武田吉弘君） 先ほどの高原線の工事期間でございますけれども、工事期間約100日ということで12月から3月までを予定させていただきたいと思っております。

〈第2条 地方債補正〉

委員（三輪順治君） 確認させていただきます。中学校の建設事業につきましては起債の限度額を変えられるわけでございますが、充当率と地方交付税の関係、合併特例債ということで本会議のほうで出ておりますけれども、その2点をお願いしたいと思います。

財政課長（佐藤和也君） 中学校校舎建設事業債の充当率ですが95%で交付税算入は70%でございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（藤原清和君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（藤原清和君） 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、終始熱心に議論をいただきました。なおかつ適切なご決定を賜りましたこと、改めまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

今後とも皆様方のご意見等を踏まえまして確かな行政を推進していきたいというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（藤原清和君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さん、大変ご苦労さまでございました。

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成28年 9月21日 開会 9時28分 閉会 16時22分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

藤原清和	大滝文則	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	簀戸利昭	西田久志
三輪順治	大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	佐藤文則
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	山田正人
建設経済部長	三宅道雄	水道部長	妹尾福登
総務部次長	渡辺聡司	市民生活部次長	北村容子
健康福祉部次長	猪原忠教	建設経済部次長	橋本良啓
水道部次長	谷本悦久	市民生活部参与	藤井護
建設経済部地域創生参与	妹尾光朗	建設経済部参与	武田吉弘
芳井支所長	三宅孝一	美星支所長	金高常泰
会計管理者	笹井洋	監査委員事務局長	山本高史
秘書広報課長	猪原慎太郎	企画課長	山下浩道
財政課長	佐藤和也	税務課長	吉本泰人
環境課長	柚野裕正	子育て支援課長	和田広志
介護保険課長	川上邦和	健康医療課長	田平雅裕
甲南保育園長	青江淳子	芳井保育園長	三宅弘美
偕楽園長	竹井博範	上水道課長	田中伸廣

健康福祉部参事	三村信介	総務課長補佐	片井啓介
福祉課長補佐	伊達卓生	会計課長補佐	高木正文
市民課戸籍住民係長	池田真弓	都市建設課管理係長	西本勝志
教育長	片山正樹	教育次長	大舌勲
学校教育課長	倉田和彦	生涯学習課長	唐木英規
文化課長	藤井清志	スポーツ課長	宮良人
図書館長	小出堅治	学校給食センター所長	藤代旨弘
市立高校事務長	三村信介	生涯学習課参事	綾仁一哉
教育総務課長補佐	一安直人		

(3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄
------	------	-------	------

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（藤原清和君） 皆さんおはようございます。

少し早いようでございますけれども、ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをよろしく申し上げます。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めましておはようございます。

紅鮮やかなヒガンバナが道に咲いております。本当に秋を感じているところであります。本当にこういう時期につくづく思いますが、自然は季節を忘れないもんだなというふうにも思っております。

また、心配しておりました台風16号の関係であります。被害も最小限にとどめられておまして、安堵しております。

また、こうした中、本日からであります。9月末まで秋の交通安全県民運動が展開されます。本市におきましては、あすの交通安全推進大会、これを皮切りに9つの事業を展開し、市民の皆様方にこの交通安全の啓発に努めていきたいというふうにも思っております。

また、県が、けさの新聞であります。地価の基準値、これの調査結果を公表いたします。24年連続で地価が下落ということでもあります。県平均でマイナスの1.3%、井原市はその倍、マイナスの2.6%ということでございます。税収であります。固定資産税についても、きっと少なからず今後影響を受けるだろうというふうに思っております。税

は総じてこのところ3年連続、45億円程度を低調に推移しているということでございます。また、地方交付税であります、これにつきまして本市は5年連続80億円を超えていたということでもあります。それが今回見ていただく平成27年度の決算においては、これを割り込んでいるという状況であります。これは、とりもなおさず市町村合併の特例期間が終了し、どんどんと減っていくというまず第一歩でありまして、今後さらに厳しい減額、財政運営が迫られる、財政運営に影響があるというふうに思っております、一層の選択と集中、これが求められているんだろうというふうに思っております。

さて、そうした中、本日は予算決算委員会を開催をいただきました。皆様方には何かとご多用の中お繰り合わせいただきまして、本当にありがとうございます。この委員会に付託されております議案であります、14会計の決算ということになっております。慎重に審議をいただきながら適切なご決定を賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈認定第1号 平成27年度井原市一般会計歳入歳出決算について〉

〈歳入第5款 市税から第50款 使用料及び手数料〉

〈なし〉

〈第55款 国庫支出金から第60款 県支出金〉

〈なし〉

〈第65款 財産収入から第90款 市債〉

〈なし〉

〈歳入全般〉

委員（荒木謙二君） 決算審査意見書の42ページに、中ごろなんです、負担の公平性、財政の健全確保の見地から、収入未済額の減少対策は極めて重要であるというふうに書

いてあります。未納者が今年度ふえたというふうなことだと思うんですが、そういった原因、そしてまた今取り組まれた状況について伺います。

委員長（藤原清和君） 今の質問に対する答弁、すぐ出ますか。

税務課長（吉本泰人君） 未納者につきましては、去年に比べて2名、実人員でいえば、2名ふえております。

収納対策の基本は、まず現年度分の収納に力を入れて、滞納させないということで取り組んでおります。対策としては、滞納者に対して督促状なり催告書を送り、納税相談を行い、また嘱託徴収員による徴収、また幹部職員を中心とした収納対策事業を行っており、現年度分については収納率は上昇したところでございますが、現年度、収納率がよくなればなるほど、滞納繰越分には難しい案件が残ってまいります。収納が困難な案件がありますが、税の公平性や、ほとんどの納期内納付者のためにも根気強く徴収に当たるということで、滞納繰り越し分には先ほど申しました納税相談を行って、その人の状況に応じた納付方法により徴収したり、悪質な滞納者には滞納処分を行い、強制徴収を行っております。また、その中で所在不明であるとか、財産がないとか、生活困窮の理由により、執行停止の要件に該当すれば執行停止を行い、要件を満たせば、その後その不納欠損処理をして滞納額を減らしております。

他市においては、先ほどの分割納付においては、少額分納は認めず、滞納処分を行うところもありますが、井原市の場合、納税意識を持ってもらうということで、少額の分割納付も行っております。結果として、執行停止が少なく、不納欠損も少なく、それで収納率が余りよくないことになっておりますが、収納対策としては引き続き分納、分割納付の見直しや納税相談を行って、分割納付の見直しや、先ほど申しました市税徴収嘱託員による徴収、あと難しい案件に関しては岡山県滞納整理推進機構に徴収の引き継ぎを行ったりして、収納率の向上に努めてまいります。

以上です。

委員（荒木謙二君） 分割納付それから納税相談等で収納率の向上に向けていくというふうな、今後についてもそういった対応が進められていくのか、また新たな対応といたしますか、収納率の向上に向けて施策等がどうなのか。

税務課長（吉本泰人君） 新たな政策はないですけども、やはり現年分の収納率の向上に力を入れて、滞納繰り越しさせないという意識、強い気持ちで対応に当たるしかないと思っております。

委員（森下金三君） 今荒木委員が質問されて、それに関連して答弁があったんですが、その中に悪質な人には滞納処分を行っておるということで、ちょっとわからんからお聞きし

たいんですが、どんな状況を悪質というのか。それで、滞納処分というのはどういう処分を行っているか、具体的にちょっと教えてください。

税務課長（吉本泰人君） 悪質といいますのは、所得があるにもかかわらず、納税意識がなく、納税されない方です。所得があるにもかかわらず、納税しない方です。

滞納処分といいますのは、財産を差し押さえてその後取り立てを行うことです。強制徴収を行うということです。

委員（森本典夫君） 72ページの民生費負担金の教育・保育給付費負担金340万円ほどですが、10人の18件というふうなことがありましたけれども、ちょっとこれを詳しく、どういう形で収入未済になつとるのか、お聞かせいただきたいと思います。

財政課長（佐藤和也君） 収入未済額の内訳を申しますと、生活困窮により納付ができない方が8人で、271万950円、それから保育料を納めるという規範意識に課題がある方が2人で、73万5,500円、以上のような状況でございます。

委員（森本典夫君） 生活困窮の8人というのはなかなか難しい問題かもわかりませんが、あと2人についてはどういう扱いになるんですか。

財政課長（佐藤和也君） ちょっと詳細につきましては確認をいたしまして回答させていただきたいと思いますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

委員（森本典夫君） それで、よろしくお願ひします。

引き続き、74ページ、土地使用料の住宅使用料の収入未済で64人という話がありましたが、これはどういう状況の64人なんでしょうか。

財政課長（佐藤和也君） 64人の要因別の内訳を申しますと、生活設計に計画性がないといった方が33人で955万1,174円、一時的な資金不足ということで25人、44万7,400円、生活保護を適用されておられる方が4人で85万1,300円、生活保護の適用を受けておりませんが、生活に困られてる方が2人で31万7,000円という状況でございます。

委員（森本典夫君） 一番最初に言われました計画性の云々かんぬんで33名ということでありませけれども、これ何かについてはどういうふうな扱いになるのか。例えば、市営住宅入られとると、保証人がついておられますが、その保証人なんかをお願いして払ってもらうとかというようなことなどはどういうふうなことで取り組んでおられますか。

財政課長（佐藤和也君） こちらにつきましてはちょっと確認をいたしまして、後ほど回答させていただきたいと思います。

委員（森本典夫君） 生活保護の方とか、それに準ずるぐらいの方とかというのは何人かおられますが、こういう方については家賃の扱いは、減免するとかというふうなのが規約上

あるとかないとかというのはどんなんですか。そこらちょっと僕も不勉強でよくわからないんですが、生活保護を受けてる方については特にそういう減免制度があるんじゃないかなというふうに思うたりするんですが。

財政課長（佐藤和也君） 生活保護の適用者の方で滞納になっておる方につきましては、生活保護の適用を受ける前の時点で滞納になっとったというものが残っておるというような状況でございまして、生活保護を受けられた後は減免といったような対応をとっておるところでございまして。

委員（森本典夫君） それじゃあ、2件、じゃまた後から。

委員長（藤原清和君） それでは、先ほども答弁が残ってる分はまた後でよろしくお願ひしたいと思いますけど。

〈なし〉

〈歳出第10款 議会費〉

〈なし〉

財政課長（佐藤和也君） 先ほどのご質問につきまして2点お答えをいたします。

まず、保育料の収入未済額に関しまして、規範意識に問題がある方への対応でございます。

規範意識に問題がある方と申しますのは、本来保育料を支払う能力があるにもかかわらず、保育料を納めていただけてない方ということで、訪問等によりましてご本人に粘り強く説明をして、納付をお願いしておるという状況でございます。

それから、住宅使用料につきまして、生活設計が計画性がないという方につきまして、ご本人はもちろんのこと、保証人に対しましても納付をお願いしておるところでございまして、こちらにつきましても粘り強く交渉して納付につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） なかなか払えなくて保証人のところへこの方が家賃払ってませんよという形で通知がいくはずなんですけど、その保証人も払うということにならないからこういう形になるんでしょうか、そこらあたりどういう詰めの仕方してるんでしょうか。

財政課長（佐藤和也君） 保証人の方に支払いをお願いするという、支払いのことをお願

いするという際には、まずはご本人に納めていただくということで、保証人からも納付をご本人に対してお願いしていただくというようなことをまず一番に行っておりまして、いずれにいたしましても、ご本人がまず納めるのが基本でございます。最終的に保証人がかわって納めるといったことも考えられるわけでございますけども、入居者ご本人に納めていただく、それを周りからも促すといった形で進めておるところでございます。

委員（森本典夫君） その点はようわかるんですが、そのとおりだと思うんですが、何のために保証人、ついてるんでしょうか。

財政課長（佐藤和也君） 入居者が家賃を納めないとか、それからまた場合によりましては無断で退去するとか、不測の事態に当たりまして、保証人の方に対応していただくということで、入居の際に保証人を立てていただいております。

委員（森本典夫君） それはわかるとるんじゃ。

努力しているということだろうと思いますんで、努力していただいて、保証人がおられるんですから、保証人に払っていただければというふうに簡単に思うんですが、保証人のほうも払う気がねかったら、まあまあということになってしまうんですが。

それから、その今の件で、64人の中の分類の仕方では生活保護世帯があるということですが、これはどういう形で数を報告されると、先ほど僕が言いましたように、生活保護世帯ですと家賃は免除になるんじゃないかなというふうな疑問が出てくるんで、そういう意味では分類の仕方として生活保護を受ける前のだという話でしたが、そういう意味では生活困窮の中に分類するべきではないかと。ですから、1年の間に何カ月か生活困窮で払えなくて、その後生活保護になった場合は、生活保護からなつてからは要らないということですが、分類の仕方としてこの収入未済になった時点の状況でいかんと、ちょっと正確ではないんじゃないかというふうに思うんですが、これが生活保護世帯ですということになると、先ほど僕が質問したような疑問が出てくるんで、分類の仕方としてこの中には生活保護世帯ですというのが出てこないような分類の仕方をすべきだというふうに思うんですが、そのあたりちょっと改善ができますか。

財政課長（佐藤和也君） おっしゃるとおり、生活保護の扱いというのが、生活保護受給者になる前の未納分ということが原因ということでございますので、おっしゃるように、改善していきたいというふうに思います。

委員（森本典夫君） よろしく申し上げます。

〈第15款 総務費〉

委員（西村慎次郎君） 121ページ、122ページの乗り合いタクシー運行委託料について、527万3,796円ということが上がっています。別冊に地方自治法の第233条第5項の規定による施策の成果に関する説明書の8ページに内訳は書いてあるんですが、27年度の運行回数と1便当たりの平均乗車数について教えてください。

企画課長（山下浩道君） まず、天神山・上野・西吉井エリアが22回で22人、それから高原・高瀬エリアが27回で27人。

それから、峠村・野畑エリアがゼロ回でゼロ人、共和下・川相エリアがゼロ回でゼロ人、それから高屋北部エリアが274回で540人、上稲木エリアが103回で104人、高月エリアが98回で114人、門田エリアが210回で246人、野上北部エリアが213回で380人、荏原・西江原エリアがゼロ回でゼロ人でございます。

委員（西村慎次郎君） 先ほどの人数は、1便当たりに乗車した人数じゃなくって、合計人数ですね。

企画課長（山下浩道君） 合計人数です。1便当たりの人数を申し上げます、平均の乗車人数です。天神山・上野・西吉井エリアが1.00人、それから高原・高瀬エリアが1.00人、それから峠村・野畑エリアがゼロ人、それから共和下・川相エリアがゼロ人、それから高屋北部エリアが1.97人、上稲木エリアが1.00人、それから高月エリアが1.16人、門田エリアが1.17人、野上北部エリアが1.78人、荏原・西江原エリアがゼロ人でございます。

委員（西村慎次郎君） 増便、減便見直し基準っていうものがあると思うんですが、これに該当する路線、エリアってありますでしょうか。

企画課長（山下浩道君） 10個のエリアのうち、増便に該当する基準、1便当たり4.1人乗っているものは該当がございません。減便を検討する路線につきまして、減便は1便当たり1.1人未満でございますけれども、天神山・上野・西吉井エリア、それから高原・高瀬エリア、それから峠村・野畑エリア、共和下・川相エリア、それから上稲木エリア、荏原・西江原エリアが減便を検討する対象に該当します。

委員（西村慎次郎君） ありがとうございます。

もう一点、昨年度、26年度よりは支出額はふえてると思うんですが、利用がふえたエリアっていうのはどの地区がありますかね。

副市長（三宅生一君） ふえたものでありますが、高原・高瀬エリア、これが1人から27人になっております。それから、上稲木エリア、これが96人だったものが今回104人、それから門田エリアが150人から246人へふえております。それから、野上北部エリアが228人から380人に今回なっております。

ふえたものは以上であります。

委員（森下金三君） 済みません、126ページの19の負担金及び交付金と、この中に先ほど説明で地域おこし協力隊員補助金ということで、大江、芳井というふうにおっしゃられてたんですが、芳井に関してちょっとお聞きしたいんですが、今現在おる隊員ですか、今おるといふか、ことし、今年度花滝に来とられる隊員の人ですか。

地域創生参与（妹尾光朗君） 芳井の隊員ということですね。

委員（森下金三君） そうです。

地域創生参与（妹尾光朗君） 芳井の隊員につきましては、平成27年10月1日着任で、1名の方が着任されておられます。その方でございます。

委員（森下金三君） 現在も。

地域創生参与（妹尾光朗君） はい。

委員（森下金三君） そしたら、あと最後の歳入歳出の一般の質問のときにまたお伺いします。ほいじゃけん、今回は、今は確認だけ。

委員（佐藤 豊君） 先ほどの122ページの乗り合いタクシー運行委託料なんですが、各路線の地域ごとに登録をされて、その人が登録した人が利用するように思ってるんですが、各路線ごとの登録者数というのはどの程度の方が登録されておられるのでしょうか。

企画課長（山下浩道君） 資料を持ち合わせておりません、というかタクシー会社へ問い合わせないと数値がわかりません。

委員（佐藤 豊君） やっぱその人数、どの程度の方が登録されて、その中で何人の方がこの数字を見たら利用されとるかということでない、事業評価という形にはならんと思うんですが。ですから、はっきりその辺のことはやっぱ登録者数を明確にした事業にしていかないと、数字だけぱっと説明されても、実質がどうなのかというんが把握できないんじゃないかというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

企画課長（山下浩道君） 以後運用に気をつけたいと思います。

委員（佐藤 豊君） よろしくお願ひします。

委員（坊野公治君） 133、134ページの諸費の19節負担金補助及び交付金の一番下、井原鉄道施設管理費補助金で、これは井原鉄道に対する上下分離方式のインフラ部分に関する経費の補助だと思ふんですが、昨年より400万円ほど補助がふえとるんですが、これの要因についてご説明いただきます。

企画課長（山下浩道君） 鉄道基盤の施設維持費で線路保存費とか電路保存費、いわゆる線路保存費は枕木とか線路本体に係るもの、それから電路保存費は踏切とかそういった信号機に係るもの、あるいは車両保存費ということで、車検や点検、修理に係るもの、こういっ

たものが前年度に対して増嵩しているということでございます。ふえているってことでございます。

委員（坊野公治君） ある程度経年劣化もあると思うんですが、もうこれはじゃあ年を追うごとに徐々にでもふえていくというふうな考え方でよろしいんです。それとも、単年度的に大きな予算が出るという考え方でしょうか。

企画課長（山下浩道君） ある程度その車両が今15台ありますけれども、車検がある年、車検がない年がありますので、そういったことで多少のだりはりがありますが、それを中期経営計画という5カ年計画でできるだけ関係自治体の負担を平準化するように、抑えるようには工夫していただいております。

委員（坊野公治君） 結構です、ありがとうございます。

委員（西田久志君） 126ページの19節の中のいばらぐらし住宅新築補助金の5,450万円、これ事業効果は幾らぐらいですか。1点だけお願いします。

地域創生参与（妹尾光朗君） いばらぐらし住宅新築補助でございます。

27年度につきましては、件数が80件ということで出ておまして、補助金の交付額は5,450万円でございます。経済効果につきましては、対象工事ということで、18億8,795万2,000円という波及効果があるということでございます。

委員（西田久志君） よろしい。

委員（森本典夫君） 不用額について考え方も含めてお尋ねしたいんですが、款項目節ありますが、僕は基本的には1割以上の不用額が出るようなことがあってはちょっとまずいなというふうなことを考えてるんですが、もう当然款の段階ではないと思うんですが、項の段階で、項の段階で1割以上、それから目の段階で1割以上、それから節の段階ではかなりそういう1割以上というのが出てくると思うんですが、その点で予算を組んで執行される立場の方はどこでどのぐらい、例えば1割以上の残るのは許容範囲だというふうに考えておられるのか、それをお聞きした後具体的にお答えしていただきたいと思います。

総務部長（佐藤文則君） 歳出において1割以上の執行残、出ることについてのどういう考えかということだと思いますが、先ほどもいろいろな場合があると思います。当初予定していたが、社会情勢、そういったことの変化により執行しなくて済んだというような場合もありますし、逆にまたそれが額がふえるということで、それは補正予算するわけですけど、その場合は10%以上ふえてるというような場合もございます。

ただ、減額の場合には、予算執行できますので、あえてその減額補正をしない場合、あるかと思えます。ですから、10%残ったことが即行政効果を十分果たしていないということではなくて、むしろ社会情勢の変化によって執行が少なく済んだといったものがほとんど

であろうというふうに認識いたしております。

委員（森本典夫君） 10%という数字そのものがかなり低い数字だったと、低い数字だろうというふうに思うんですが、例えば今までの説明の中でも1カ所だけは不用額について説明がありましたけれども、それ以外のところは全く説明がありませんでした。そういう意味では、10%で線を引くのが妥当かどうかということになりますが、例えば40%、50%の執行残があるというようなところは、いろいろ事情はあろうとも、こうこうこういうことで残りましたという説明は、何割のところまで線引くかにもよりますけれども、一定程度親切に説明していただかないと、ぼっけえ残つとるがなというふうなことになるんですが、そのあたり説明については、僕としては1割だったらかなり件数がありますんで、そういう意味では2割か3割ぐらい残つとる、それ以上残つとる分については、いろいろな事情はあろうとも、それぞれ説明していただくと、件数についてはそう出てきませんので、そのあたりどうでしょうかね。

総務部長（佐藤文則君） おっしゃられてる内容のちょっと確認させていただきたいんですが、例えば10%以上あった残額については説明をしてほしいということでの趣旨でございましょうか。

委員（森本典夫君） 10%以上はしてほしいと思うんですが、それでいきますとかなりの件数になりますので、そういう意味では20%ならできますとか30%ならできます、こちらがほんなら30%以上のをやってくださいということになればやってくださるのか、そのあたりで、もうこっちがはっきり30%以上の残については説明してくださいということになれば説明してくださるか、そのあたりどうでしょうか。例えば、30%で線引くとすれば、どうでしょうか。10%にこだわりませんが。

副市長（三宅生一君） 趣旨はよく理解したつもりであります。ところが、パーセンテージでこれをくくるというのは非常にさまざまな観点からしてどうかなというふうにも実は思っております。それから、10%、20%、執行残があるという場合、その減額の補正予算を打てば、今度はそれはなくなってくるということになってきます。要は、当初予算を立てて、それから承認いただいた段階で何かその後執行しなくてよくなったとか、そういった事案があれば説明をさせていただいたほうがいいのかというふうに思っております。これは、事務経費についてはおおよそ消費的経費ですから、そういったものについてはその当初のどうのこうのということはないと思うんですが、いわゆる政策的な経費についてはそういったことでの観点でやったらどうかというふうにも思っております。ですから、例えば30%ぐらいの執行残があつて、政策的なもの、当初予定していたものがやっていないということになれば、30%でもご説明をさせていただくほうがいいたらうと思いますし、私はそ

うでなければ、50%を超えるとかそういったことでもいいんじゃないかというふうに思っています。ですから、要は予算は消化するという、そういう観点で執行しているものは一切ありませんので、いわば残せをスタイルとしてやっております。ですから、パーセンテージに寄らないわけですが、でも半分以上残したというものについては、それはご説明させてもらってもいいというふうに思っています。要は、やっていこうとしたことについてやらなくなった、あるいはそれを済ませたということが論点になってくるんだというふうに思います。

委員（森本典夫君） それはよくわかりました。

例えば、具体的に言いますと、138ページ、一番下の負担金補助及び交付金、これだけの予算について不用額がこれだけということになりますと、5割近くですが、このあたりは全く説明がなかったんですが、こういうのは当然説明すべきではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

全体的に負担金補助及び交付金のあたりが残ってる額が多いのが全般的にあるんですけども、ここなんか特にもう5割近く不用額になってるんで、全く説明がここはなかったですが、そういう意味では一番上の委託料は説明がありまして、ここだけは説明がありましたけども、一番下のなんかは全く説明がなくて、何でだろうかというふうな疑問に思うんですが、ちょっとお答えください。

副市長（三宅生一君） 負担金補助及び交付金についてそういったことが多いという事案というふうに思っております。おっしゃるとおり、半分以上残っているものについてはご説明をさせていただいたほうがいいというふうに思っております。

それから、単純に負担金補助及び交付金の中の消費的な部分のものと、それから政策的な要素を持っている補助金とか、こういうものについては半分でなくても、当初予定していたものについて執行しなかったものについてはご説明をしたほうがいいというふうに思っております。

係る個人番号カード交付事業の負担金につきましては、機構からの負担金を求める額、そもその件数が減ったことによってほぼ半額になっているということでご理解いただけたらと思います。

委員（森本典夫君） それでは、今後は不用額のパーセンテージの多いものについては極力説明していただくようお願いしたいと思いますので、気をつけてそのあたりは説明をしていただきたいということをお願いをして終わります。

委員（荻戸利昭君） 126ページの委託料で出会いの場事業委託料41万8,500円ということで、施策の成果に関する説明書の8ページにも書いてあるんですが、これは井原市単独のやつですか、それとも広域でやっとなる負担金ということなんでしょうか。それと、

カップルが4組成立、成婚1組という、これは井原市内在住の方でしょうか、お尋ねをいたします。

地域創生参与（妹尾光朗君） 仰せのとおり、単市単独事業のものでございます。

それで、こちらにつきましては27年10月4日に実施をしております、参加者が男が18名、女16名、そのうち市内の参加者でございますが、男性が10名、女性が3名、全体でカップルが成立したのが4組でございます。うち1組が成婚をしております。この成婚された方なんですけれども、男性が倉敷の方です。女性が井原の方でございます、実際には井原のほうに入ってこられて、今生活されているというふうに聞いております。

以上です。

委員（荻戸利昭君） それはありがたいことだと思います。いろいろ続けてやっていただけたらと思います。

それと、もう一件、同じく148ページの井原市結婚相談所補助金6万円がありますが、これはどのような団体に……。

委員長（藤原清和君） まだ行ってない。

委員（荻戸利昭君） 民生費か、こりゃあ、ごめんなさい、ごめんなさい。

委員（三輪順治君） 2点ちょっと確認ないし質問させていただきます。

まず、119から120ページ、それから123から124にかけてあります、井原市のかなりのPR活動を現在「広報いばら」とかあるいはホームページとかお使いになってやっています上に、地元のCATVもかなり活用されてるようでございます。

ただいまページ数を上げましたが、恐らく井原放送に対するものであらうと思われまけれども、例えば120ページの委託料です。文書広報費として掲げてあります委託料の行政番組制作放送委託料と、それから行政情報放送委託料の中身、それから123ページ、4ページの情報管理費として掲げてあります放送業務委託料、重立っては3つ目に浮かんだんですが、それぞれの中身についてまずお知らせをいただきたいと思えます。

秘書広報課長（猪原慎太郎君） まず、120ページ、文書広報費の委託料、行政番組制作放送委託料でございますが、これは毎月火曜日に30分の放送しております「いいぞ！いばら」の行政番組、市政だよりの放送業務委託料でございます。それから、その下の行政情報放送委託料の196万6,680円でございますが、これは文字放送の製作放送業務の委託料、いずれも井原放送に対する委託料でございます。

企画課長（山下浩道君） 124ページの情報管理費の委託料の放送業務委託料につきましては、緊急告知システムの定時放送業務の委託料です。

委員（三輪順治君） 確認の意味でさせていただきました。このように、ほぼこの3つを

通しても相当の額が出ております。片や、広報を見ますと、印刷製本と下のほうの委託料、これは恐らく町内会等の関係もあるんでしょけれども、合わせて1, 200万円程度です。

広報の場合は、町内会未加入の方についての対応はつぶさには知りませんが、ほぼ7割程度は各家には必ず要ると、読む読まんは別としても、家には必ず要するというふうに思います。

CATVの場合は、番組を見てもらわへんと効果がわからないんです。井原市も450万円、株式の出資をしております。ですから、ある意味で第三セクターでございますので、わかる範囲でいいんですか、この番組の視聴率というのは——俗に視聴率です——おわかりになれば、どの程度見てやっていただいとるのか、井原市が提供するものです、わかれば教えていただきたいと思います。それ、まず1点です。

秘書広報課長（猪原慎太郎君） 市政だよりの視聴率につきましては、現時点で数字は把握しておりません。井原放送に問い合わせをしないとわかりません。

以上です。

委員（三輪順治君） いずれにしても、この火曜日の私も時々見させていただいておりますが、随分工夫されて、番組もどんどん新しくなって、アップ・ツー・デートな情報も出ておりますので、進めていただきたいんですが、要は月に1回ですから、4回か5回、繰り返し放送されますが、できるだけ多くの方に見ていただくことで井原市をより知っていただく、あるいは井原市の制度、政策をご案内する、これは説明会の日もご案内されておりますので、とにかく視聴率については今現在わかりませんということでございますが、ぜひどう方法でつかむかどうかは別としても、多くの方に見ていただいて、行政効果が上がるような運営に努めていただきたいと思います。きょうわかりませんので、これは要望とします。

次に、ページでいうと131ページ、132ページでございますが、お知らせくんの関係のさっき提供もありましたけれども、これ前の本会議か委員会でご質問したときに、当時の市民生活部長かわかりませんが、J-A L E R Tとの連動はしとると、既にお知らせくんはしてあると、こういうふうに明言されましたが、その確認をさせていただきたいと思います。

市民生活部長（北村宗則君） 以前にご説明しましたとおり、J-A L E R Tからの緊急情報につきましては自動システムでお知らせくんから発信するようにしております。

委員（三輪順治君） 物騒な話で今隣の国をめぐっているいろんな情報もありますし、また日本各地でいろんなJ-A L E R Tで緊急的に措置せにゃあ、国民の方々に知らせにゃいけないもの、NHKなんかを通してやられてます。

ちょっと不審に思ったんですが、NHKで時々J-A L E R Tの臨時放送をするんです。J-A L E R Tの臨時放送をするときに確かに何秒間かはJ-A L E R Tのアラームが鳴ります。ところが、あれあえてお知らせくんは切られとるんですか、お知らせくんからは鳴らないんです。あれはそういう仕組みになつとんですか。じゃけえ、いざ本番のときには鳴って、そうでないときは鳴らさないようにされとんですか。今J-A L E R Tと連動されとるということであれば、試験であれ何であれ、NHKも言つとるわけですが、これは試験ですというて。それで、その以前のご答弁と実態が私は、いざ本番のときに役に立たないといけなないので、そのシステムが、井原放送、今委託管理もされておるようでございますから、その確認をしたいんです。担当部長さん、聞かれたことありますか、試験放送、J-A L E R Tの。

市民生活部長（北村宗則君） J-A L E R Tの試験放送についてのお尋ねでございますけれども、たしか試験はやっております。やっておりますが、この試験放送については皆さんに鳴らさないというように設定していると認識しております。

委員（三輪順治君） それならば結構なんですけど、こういうものはいつどこで起こるかわかりません。市民の方々にせつかくそういう端末をお与えされています。しかも、行政財産を無償貸し付けでやられてるわけですから、有効に活用することがすなわちその効果を高めるということでございますから、CATVの視聴率にしてもお知らせくんの有効活用にしても、そういう点の確認をぜひしていただきたいという観点から今回質問させていただきましたけれども、本番で慌ててもいけないんで、ぜひ練習のときにJ-A L E R Tがもうやりますから、一遍流してみたらどうですか。もう本番で間違いなく鳴るんですね、もう一度確認します。

市民生活部長（北村宗則君） このJ-A L E R Tとの連動につきまして、定期的な試験、点検もやっております。研究は必要かと思っておりますけれども、この試験的なものを市内全域に流すというのは、正しく理解されてない人には混乱も招くおそれもあります。慎重に検討したいと思っております。

委員（三輪順治君） 意味はよくわかりますので、ひとつ本番と試験とは区別がつかないようではこれ混乱のきわみになりますので、そのところは慎重を期して、例えば総合防災訓練であるとか、いろいろそのタイミングがありますけれども、J-A L E R Tが出ない、例えば国の機関を通して一斉に報道機関も含めて鳴るんですけれども、それが今あえてとめていらっしゃるということなんで、1回外して、そのストッパー外して一遍鳴らしてみるといふのを、多角的な角度から研究されるということですが、要はやるかやらないかだけなんで、混乱をせんようにやっていただきたい。それで、例えば何かあった、偶発的なことで本

当にこの地方がいろんなことがあったときに、まずお知らせをすることがそのお知らせくんの設置の意義だと思うんです。ですから、ぜひその研究はいろいろと早いうちにやってください。何が起こるかわからん世の中になつとるような気がしますので、よろしく願いしたいと思います。

委員（柳井一徳君） 124ページの情報管理費についてなんですが、負担金補助の項目の節の中の緊急告知端末器設置工事対応工事等負担金36万4,133円ですか、告知端末器、これ設置率はどのようになっているんでしょうか。それから、この負担金は何軒分の負担金、地区はどこでしょうか、わかる範囲で。

企画課長（山下浩道君） 緊急告知端末器の配布率、配布率は27年度末で87.8%となっております。

それから、緊急告知端末器設置対応工事等負担金につきましては2種類ございます。いわゆる井原放送の視聴をしておられないけれども、緊急告知端末器の設置は行うといった場合のまず引き込み工事の負担金が28件で34万6,680円となっております。

それからもう一つが、電波不良、要するにお知らせくんの聞こえが悪いといった場合に電波不良の改修工事を井原放送にしてもらう工事負担金が18件で1万7,453件でございます。

ちょっと地区別の内訳については資料を持ち合わせておりません。

委員（柳井一徳君） ありがとうございます。

委員（三輪順治君） 関連してお知らせくんについては、以前私も設置率を、設置台数、聞いたことあるんですが、今のお話を裏返してると、十二、三%の設置予定者に対しては設置されていないということは、裏返せば、実数にして千数百台、在庫があるということです、それはもう在庫があるということです。それは行政財産です。どこにどのような形で在庫を確保し、要求があったときには、市民の方、新しく転入されたり、どうようにして出していくようんですか、まずどこにどのように管理されてますか。

企画課長（山下浩道君） 在庫でございます。

それは市役所の倉庫に管理しておりますが、もうすぐに持ってきてくださいとかという場合もございます。それから、市役所に転入された場合とか、今までは要らないって言ってたけども、要るのでっていうことで、貸与を希望される方もいらっしゃいます。そういった方のために企画課のほうへすぐに対応が必要な、対応できるだけの台数は備えております。

委員（三輪順治君） 市役所のどこに置かれとるんですか、どこの倉庫ですか。

企画課長（山下浩道君） ちょっと確認しますので、お時間をください。

委員（三輪順治君） 私は、以前この行政財産を取得する議決案件が出たときに、当時た

しか1台の単価が八千数百円だったと思います。3,000台近くお買いになるという議決を求められました。そのときに、私は本会議でもう不良在庫になるから、必要だけを買えばいいというふうなことも言っとるわけです。現在人間が、人の数も減りようりますけれども、世帯は少し並行維持かもしくははふえるかもわかりませんが、お知らせくんの今日的な意義を考えると、その千数百台に当たる税金です、これは要は宙に浮いとるわけです、有効活用しないってことで。そういう意味もかねて、2台、3台要るところはまず少ないと思います。1台で十分だと思います。となると、本会議でもありましたように、放課後児童クラブと、要は公共的な施設に対する公共財産の無償貸与についても考えていかないと、せっかくあるものですから有効に使わないと、それこそ税金の無駄遣いになる可能性もありますから、ひとつよろしくお願いします。

在庫については後ほど結構ですから、どこに、秘密上の問題があつて、管理上、これは秘匿するというのであれば、私は聞きませんが、その千何百台というたら、相当スペースを持つと思うんです。1台の箱がこれぐらいにして、箱に入るとればそれを、1,000台を置くと、相当スペースとると思うんです。もしわかれば、秘密上の問題があればそれは結構ですから。

企画課長（山下浩道君） 緊急告知端末器の在庫はこの庁舎の4階の北側、北倉庫に保管してございます。

委員（三輪順治君） 何平米ぐらい使われてます。

（「それ関係ねえな。」と呼ぶ者あり。）

（「これ保管しょうる言ようんじゃけえ、それでいい。何平米、関係あるんか。」と呼ぶ者あり。）

委員（三輪順治君） 他の委員のほうからいろいろ出てるようですが、余り左右されませんが、私はそもそも税金は、市民の感情は一円たりとも無駄に使ってほしくないんです。そうすると、千数百台の端末を、お金に直したら恐らく相当な額になります。それがこれから先もずっと、はいじゃあ機械、いつ変わるかもわかりませんが、更新するかも、あの機械そのものはある一定時期来たら、もう多分使えなくなるから、それはそしたら置いとくだけではやっぱり意味がないので、ほかの方法を含めてぜひさばいて、不良在庫でなくて、生きた端末として活用していただきたい、こう思っとるわけです。真意はそこです。だから、どこに置いてるかというのを、それは突っ込もうとおりませんが、はっきりすぐ出ないということは私は非常に不審に思います。管理者のお立場としては、それはきちっと把握すべきだと思います。いいですか、もう私はこれで質問終わりますが、要は財産の有効活用の観点でご要望をさせていただいておきます。よろしく願いいたします。

〈なし〉

〈第20款 民生費〉

委員（惣台己吉君） 2点についてお伺いします。

まず1点目は、154ページ、成果の10ページ、これの重症心身障害児童レスパイトサービスという件ですが、これは医療型の6人、福祉型が2人ということで、この自身が、レスパイトサービスというのがどういった内容で、その対象者のご説明をいただきたいと思いますが、お願いします。

健康福祉部次長（猪原忠教君） レスパイトサービス事業へのお尋ねでございますが、これは重症心身障害児者が市内で安心して生活できるよう在宅で介護を行っている家族の負担軽減のために実施される事業でございます。井原市の場合は事業所として、医療型として井原市民病院、福祉型としてこのしま荘を指定している事業でございます。

委員（惣台己吉君） 年齢的なものはありますか、どうでしょうか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） これは障害者児、両方でございますので、年齢的なものはありません。

委員（惣台己吉君） もう一件、これは自己負担はどうなのでしょうか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） これは、原則個人負担は1割ということになっておりますが、利用者本人の属する世帯の収入に応じて負担の上限月額というものが設定されております。一番高いレベルで医療型の短期入所サービスが1日2万4,070円、プラスの食事代とか栄養士などをされた場合には加算っていうものがありますが、こういったレベルで。福祉型というものにつきましては、それ未満のもっと安い1万円なり何千円といった負担金になろうかと思えます。

委員（惣台己吉君） ありがとうございます。

次に、160ページ、これの負担金及び交付金のところの福祉基金助成事業費補助金という件についてお聞きしたいと思います。

昨年と比べると740万円ふえてるわけで、16事業ということなんですが、これは昨年と比べて何事業ふえておりますでしょうか。それと、ふえた内容がわかればお願いいたします。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 26年度実績としまして、基金事業としては18メニューがございまして、その中の13事業行っております。

27年度につきましては、2つ事業がメニュー追加になっておりまして、20事業中の16事業が実績が出ているという状況でございまして、その増となっている部分の主なものでございますが、26年度から新たに追加しております障害者通所奨励金、これが比べますと307万8,900円プラスとなっております。

それから、26年度は実績がなく、27年度に実績があります障害者福祉施設修繕費助成ということで、2件で82万2,420円というものがあります。

それと、27年度から実施しております障害福祉サービス事業所開設整備費助成ということで、1件、200万円を上限としておりますので、1件、200万円ということで、この3つの事業で590万円余りになります。それ以外のメニューの増減で140万円余りが増となっている状況でございます。

委員（惣台己吉君） ありがとうございます。

委員（簀戸利昭君） 154ページのサテライトオフィス等誘致事業補助金ということで、A型で、恐らくは共和幼稚園ですか保育所でしたか、幼稚園のことだろうと思うんですが、本体の助成金ですから、本体の事業総額は幾らであるのか、どういうものに支出されているのかをお尋ねをいたします。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 就労継続支援A型事業所、エコカレッジ井笠という事業所になりますが、この改修事業でございますが、総事業費は1,500万円、そのうち県の助成額が1,000万円、市の助成額が250万円ということですので、自己負担は250万円ということでございます。

改修工事の内容ですが、衛生施設としてトイレの改修、浄化槽の埋設、それから厨房等の開設、電気工事、給排水工事、また屋根の修繕等の改修工事を行っておられます。

委員（簀戸利昭君） ありがとうございます。

148ページの井原市結婚相談所補助金という、6万円あるんですが、これの事業実績とかわかれば教えていただけたらと思いますが。

健康福祉部次長（猪原忠教君） これは、井原市結婚相談所という名前でございますけれども、構成員が27年度で6名の任意の市内のグループの活動でございます。

21年度の行革推進本部会議で審議されまして、事業の事業実績でございますが、21年度が3件、22年度が3件、24、25、26年度が3件、27年度が2件の成婚率となっております。

委員（簀戸利昭君） それで、参加されとる方にちょっとお伺いしたんですが、なかなか交通費もままならないというようなことをお聞きしたんですが、地方創生で結婚推進ということもありますので、できれば成果も見据えながら、その経費が幾らからでも出ればいいの

ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） この事業効果を判断いたしまして、今後どういった体制、対応支援ができるかっていうことを考えていきたいと思っております。

委員（簗戸利昭君） 終わります。

委員（森下金三君） 170ページ、扶助費について、それと施策に関する説明書でいけば12ページと一緒に。

生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、教育扶助とあるわけですが、月平均、ここに155世帯、98世帯と云々と書いてあります。それで、この生活扶助の生活保護の相談件数なんです、月に平均どのくらいあるのかなというのと。それと、生活保護世帯からもう抜け出したというか、正職についたり何したりして、生活保護を受けなくてもいいという世帯が昨年度あったならどのくらいあったのかというのと。

これ見ますと、世帯、例えば教育扶助世帯は14世帯ということであるんですが、そこらは生活扶助から教育扶助から全てもらってる世帯ですか。

それと、その世帯の年代ですか、一番古いような世帯で、若い現役で働けるような世帯、体が健康なのに扶助をもらいようとかというような世帯があるのかどうか、そこら辺を教えてください。

健康福祉部次長（猪原忠教君） ちょっと手元に資料がないのもございますんで、またまとめて調べさせていただきます。

委員（森下金三君） 資料がないとわからないことで、それはいたし方ございません。

1世帯当たりで割り算して計算してみると、生活扶助だったら71万5,290円、ずっとこれ全部もらいようる世帯でしたら、二百何万円ぐらい年間もらいようるわけですから、非常に多額な金額が。

よく一般の人が言われるのが、僕は散髪行くんですけど、散髪行きようるとその人が言われるんです。あそこは生活保護をもらいようるのにといい、どこで情報を入れとってんかようわからんのですけど、タクシー乗りつけて散髪へ帰るんじやというように、もうちょっとよう審査をしてやってもらわにや困る、私ら年収少ねえのに税金払いようるんじやけえという苦情もあるわけですから、恐らく市のほうもしっかり見て調査して出されとると思うんですが、他府県なんか見ると、もらいながらパチンコしたりギャンブルしたりしようるというようなことも問題になつとるわけです。井原市でもそういう問題があるのかなのかということもあわせてこの資料、報告してもらうときに一緒をお願いします。

委員（森本典夫君） 不用額で156ページ、細かい話ですが、一番下から2番目、備品購入費について、なぜこれだけ残ったのか。

それから、158ページ、上から2段目の不用額、これについても原因をお聞かせください。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 156ページの老人福祉費の備品購入費ですが、これはいばらサンサン交流館へAEDを更新したものでございますが、これは見積もり合わせによりまして、実績としてこの金額で入札されたものでございまして、その確定による残でございます。

158ページの扶助費のほうでございますが、これは日常生活用具給付費、これは実際に申請がありましたものについて給付をいたしております、その実績によるものと。

それから、在宅介護激励金は、認知症の高齢者の方の介護者に支給するもので、これも前期と後期に分けて実績によって給付しているものでございます。

また、緊急通報装置につきましても、26年、25年は12件ございましたが、27年については7件対応、申請があったということで、トータル的に実績に基づいてやっておりますので、その確定によって不用額の残が出ております。

委員（森本典夫君） 156ページの備品購入費で半分になったわけですが、予算を組むときに何に充てるかというのは考えるわけですから、それが半分で済むということになると、予算の立て方そのものがどうだったのかなというふうに思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

それから、158ページですが、それぞれ3項目、前年度に比べてどうなのか、金額的に差がどのぐらいなのか、お聞かせいただきたいと思います。

健康福祉部次長（猪原忠教君） AEDにつきましては、通常の実績とか主な業者に対しまして平均的にどういった金額かということ把握して予算に計上しているものでございます。

前年の実績額を比較してみますと、日常生活用具給付費は26年度が23万5,005円でしたが、27年度が12万6,145円、井原市在宅激励金につきましては、26年が89万5,100円が72万8,400円、緊急通報装置につきましては50万1,096円が30万1,556円となっている状況でございます。

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

委員（惣台己吉君） 1点お聞きします。

178ページ、20節扶助費の養育医療給付費で26件というご説明で、これはどういった人が対象かということをおまします。

健康医療課長（田平雅裕君） 対象となる方でございますが、いわゆる未熟児でありまして、医師が入院養育を必要と認めた乳児が対象となります。具体的には、出生体重2,000グラム以下の乳児、それから2,000グラムより多い場合では生活力が特に薄弱であって、運動や身体機能に基準で定められている一定の症状がある場合に対象となります。

以上です。

委員（惣台己吉君） 前年が13件で119万円だったろうと思うんですが、今回26件、ふえた理由は、人数がふえたけえふえたんじや言われりやそれまでなんですけど、ちょっと金額が多いので、ふえた内容ですか、をお伺いいたします。

健康医療課長（田平雅裕君） 平成26年度と比較して830万円程度の増となっております。この原因といたしましては、養育医療費は、病院医療機関での診療費用から医療保険負担額と自己負担額を控除した額を給付いたしております。27年度の対象者の中に生活保護受給者のお子さんがお一人対象となられたため、養育医療費に係る費用全額を養育医療費で負担したため、増加したものであります。なお、これは生活保護法に生活保護対象者の生活保障については、他の法律や社会保障制度に定められている施策等を優先して行うという他法優先の原理というものが定められていることによるものでございます。

以上です。

委員（蕘戸利昭君） 176ページの健康増進施設のことでお尋ねします。

総額でいうと、施策の成果に関する説明書の中で6,900万円余りになっておりますが、昨年度は6,300幾らであったろうと思われませんが、600万円余りふえた理由を教えてください。

芳井支所長（三宅孝一君） 主な理由といたしましては、工事請負費の、昨年度はエコキュートが1台取りかえでしたが、このたびは2台取りかえております。そこが一番大きな理由だと思います。

委員（蕘戸利昭君） 終わります。

委員（森本典夫君） 衛生費で直接決算書へは活字としては出てないんですが、成果に関する説明書の2ページで5行目におせっかい保健師健康相談、それから健康カフェを実施しということで書かれておりますが、この成果、それからどのぐらいの方を対象にやられたのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思ひます。

健康医療課長（田平雅裕君） おせっかい保健師健康相談事業、健康カフェの成果についてのお尋ねでございますが、地域へ積極的に出かけて行って、健康相談を行うという目的で

実施しております。アンケート調査を毎回やっておりますが、時には健康相談も必要であると思うとか、こういう相談は毎年来てほしいとか、お見えになる方は大抵65歳以上の方がほとんどであるんですが、主婦の方、女性の方のアンケートでは、食事について減塩であるとか糖分、そういったことが改めてわかってよかったとか、そういった内容のことがたくさんございまして、食育それから運動、そういったことについての改めて普及啓発ができたものというふうなことが成果であるというふうと考えております。

それから、実績でございますが、おせっかい保健師健康相談事業につきましては、健診結果説明会につきましては、27年度10会場で実施しております。参加者数は123人ございまして、平均11会場12人となっております。

それから、出張健康相談、4団体行いました。総数で52人の方が参加をいただいております。

それから、健康カフェにつきましては16会場で実施をいたしました。延べの参加者数が306人となっております、1会場平均19.1人というような実績になっております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 健康カフェについての参加者の意見というんか、声はどうですか。

健康医療課長（田平雅裕君） 健康カフェにつきましても、先ほどお話をいたしましたように、こういう企画は大変よいとか、それから気になっていたことが解消できて気分がすっきりしたとか、先ほどのアンケートの意見とも重複しますが、そういった意見が多数でございました。

以上です。

委員（森本典夫君） 次の質問いたしますが、環境衛生でこれも決算書の中では活字として出てないんですが、同じく2ページの9行目か、引き続きごみの減量化、再資源化に積極的に取り組み、廃棄物の不法投棄の未然防止や環境美化活動の推進に努めましたというふうなことが書かれておりますけれども、特にごみの減量化、再資源化に積極的に取り組んだということではありますが、どういうふうな成果が出たのか、お聞かせいただきたいと思っております。

環境課長（柚野裕正君） ごみ減量化へのさらなる推進でございますけれども、ごみの減量化につきましては、ごみの有料化をしましたときに相当量が減少しました。それに引き続いて、減量推進ということで呼びかけをしてまいりましたけれども、そのごみの有料化以降、減少は少し、微減というところでとどまっております。

環境課といたしましては、環境マイスターの養成講座、それから子どもエコ教室など、地域での環境に関心を持つ方をふやすという活動といたしますか、事業を平成27年度から始め

ております。そういった環境マイスターの認定を通じて減量に向けて事業を推進していって
おるところであります。

委員（森本典夫君） 再資源化についてはどういうふうな取り組みをして、どういう成果
があったのか。それから、ごみの減量化については微減ということでありましたけれども、
実施前の数量と現在の数量が比較したらどうなのか、そのあたりすぐわかりますか。

環境課長（柚野裕正君） まず、再資源化業務でありますけれども、平成26年度の実績
を申し上げますと、1万8,845円という金額でございまして、平成27年度は2万6,
007円ということで、再資源化へ向けてふえております。

その内容なんですけれども、無色の瓶、茶色の瓶、その他の瓶というふうに申し上げます
が、無色の瓶が11.4トン、茶色の瓶が10.7トン、その他の瓶が14.8トンという
ことの実績でありました。

ごみ有料化をする前と後の比較であります、しばらくお待ちください。

ごみの有料化をしましたのは、平成21年度です。平成20年度からの比較であります
が、可燃ごみがマイナスの1,880トン、それから不燃ごみですが、マイナスの107ト
ン。次に、資源ごみです、資源ごみがマイナスの106トンというような実績になっており
ます。

委員（森本典夫君） ごみについては、有料化実施前とそれから27年と比較したのが、
今の数字でしょうか。

環境課長（柚野裕正君） 濟いませぬ、今のは20年度と21年度の比較です。

27年度との比較をいたしますと、まず可燃ごみですが、マイナスの2,845トン、そ
れから不燃ごみですが、マイナスの217トン、それから資源ごみですが、マイナスの14
6トンでございませぬ。

委員（森本典夫君） ということは、全体的には一時期ふえたことがありましたけども、
実施する前と27年度と比較すると、全体的には減ってるというふうなことで理解できまし
た。

それから、再資源化については、26年度が1万8,845円、27年、前年度が2万
6,007円という数字が出ましたけども、これは何の数字ですか、僕ようわからん。

環境課長（柚野裕正君） 濟いませぬ、その金額については、業者の買い取り金額であり
ませぬ。

委員（森本典夫君） 瓶のいろいろな種類を言いましたけども、再資源化というのは瓶だ
けでこれだけ買ってもらいましたという話で、何か金額的にはささやかだなというふうに思
うんですが、ほかに再資源化でいろいろやってるようなことはないですか。

環境課長（柚野裕正君） 失礼しました。瓶それから古紙、古着というものがございます。古紙、古着につきましては、27年度実績で200万4,307円の買い取りがありました。

それから、先ほど説明をしましたが、ごみ減量化推進補助金につきましては、ぼかしの処理容器が4機、6,800円の補助金、それからコンポスト37機で12万4,200円、生ごみ処理機14機で39万9,100円という実績があります。

以上です。

委員（森本典夫君） ようわからん。

委員長（藤原清和君） ほんじゃあ、27年度のその実績についてまた別によくわかるように出してもらいましょうか。

委員（森本典夫君） それはよろしいけど、説明してくれりゃあええんじゃけど。

今200万円ほどが買い取ってもらったということですが、一番最初に言われたのは、瓶類が結局26年と27年比べたら8,000円ほどたくさん買い取ってもらったというだけの話ですか、この一番最初の説明は。何か年間で1万8,845円じゃというのが、ちょっと理解に苦しむんですけど。27年が2万6,000円ちょっとというのが、1年間でそれだけ、言ってみれば資源化されただけなんかなというふうに思うんですが、そこらどんなんですか。古着なんかは200万円。

環境課長（柚野裕正君） 先ほど申しました瓶類ですけれども、今分別をしている地域が美星に限られますので、この瓶についての買い取りについては美星のものということになります。古紙、古着につきましては、市全体ということでありまして、本当に買い取り金額は少ないというふうに思われますけれども、単価がそんなに高いものではありませんので、このような金額でございます。

委員（森本典夫君） 終わります。

委員（荻戸利昭君） 180ページの備品購入費で62万円幾ら、62万6,400円ということで、騒音測定器2台ということでしたが、どのような場面でどのように使われる測定器なのか、お知らせください。

環境課長（柚野裕正君） 備品で購入いたしました騒音測定器ですけれども、環境騒音を環境課のほうで計測をいたしております。これにつきましては市内の2カ所で計測をしておりまして、済いません、ちょっと調べます。

委員長（藤原清和君） じゃ、後でええか、後で。

委員（荻戸利昭君） 後で、お任せ。

委員（三宅文雄君） 小さいことなんですけど、ちょっとお聞きします。

178ページの中ほどの13節の委託料のところの下から2行目の新生児聴覚検査委託料が54万287円となっております。それで、施策に関する説明書の中で、同じく下から…

委員長（藤原清和君） 何ページ。

委員（三宅文雄君） 13ページ、13ページの中ほどからちょっと下のところに、新生児聴覚検査というところで56万5,847円と、188人というふうになっておりますけれども、この金額の差はどういうことになつとるのでしょうか。

健康医療課長（田平雅裕君） 新生児聴覚検査の人数のご質問でございます。

委託料は確かに179件分でございます。これに県外でお受けになった償還給付、これは扶助費のほうへ含まれておりますが、9件ございまして、合わせて188件となっております。

以上です。

環境課長（柚野裕正君） 先ほどの騒音測定器の、27年度の場合といたしますか、隔年で測定している箇所が2カ所あります。そして、定点で測定している箇所が4カ所ありまして、1年間に6カ所で計測をしております。

委員（荻戸利昭君） その場所はどこですか。

環境課長（柚野裕正君） 定点測定をしておりますところは、まず芳井生涯学習センターの付近であります。それから、総合福祉センター付近、井原町です。それから、高屋町の高屋、吉野、最上稲荷付近、それから美星の美星支所付近。

それから、失礼しました。定点測定のところは5カ所でした。東江原の東江原水防倉庫付近ということでありまして、先ほど言いました定点「4カ所」、隔年「2カ所」は間違いで、定点「5カ所」、隔年「1カ所」の誤りです。

〈なし〉

健康福祉部次長（猪原忠教君） 先ほどの生活保護事業に関するものですが、相談件数につきましては85件ございました。生活保護から抜けた世帯、生活保護廃止になったのが、27年度中29世帯でございます。

それから、生活保護世帯の年代層というお話でしたが、年齢で見ますと、ゼロ歳から10歳未満の方が20人おられます。高齢では、90代の方が4人おられます。働く世代といたしますか、若い方なんです、60代が63人、ここが一番人数としては多い年代層でございます、トータルの世帯での平均年齢は55歳になります。

それから、実態についてでございますが、支給日とか個別訪問いたしております。そういった際の生活指導の際に聞き取り調査等を行いまして、その内容によって制度に基づき支給決定をいたしている状況でございます。

以上でございます。

委員（森下金三君） ありがとうございます。

へえで、平均が55歳ですか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） はい。

委員（森下金三君） へえで、この方たちは、この平均の人たちは体力的とか肉体的には労働ができるような可能の人ですか、それとももういよいよ身体も弱い、心身ともに衰弱しとるといような状況なん。働けるのに今のところ生活保護の支給を受けとるといような状況なんでしょうか。全部が全部当てはまらんとするんですが。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 今言われたように、障害者世帯でありますとか、傷病者世帯、けがをしたために働けないと、一時的に働けない方も入っておりますし、高齢者世帯というのが全体の46%以上という状況でございますので、実際に生活するに当たって収入が少ないといったこともあるわけですので、その方たちも働こうと思ってももう働けないという状況、就業しようと思っても就職ができないといった状況が見られます。

委員（森下金三君） 働けるのに、体が健康で働けるのに働けないと、職が見つからないから働けないというのは法的に、例えば健康な人には草刈り、草が多いから、どこぞの草刈ってもらおうとか、その労働を、この法律が左右するんでしょうが、そういうような制度に変えていくことができるのか、できるかできんかというのは国のほうにそういう働ける者が生活保護もらいようったんじゃいけんのんで、働けるのに働かない人には、そういう聞き取り調査して仕事をしてもらおうというように、ひとつ国のほうへ働きかけてやっていただきたいというふうな、若い元気なのにあの人は働かずに生活保護もらいようるんじゃという人、うわさでしか僕ら聞かんですけど、氏名を公表すりゃあ一番ようわかるんでしょうけど、なかなかできんんでしょうけど。一番ええ方法は、氏名を公表すればようわかるんが、ああ、本当に気の毒ななという、ただしそれは非常に難しいかもしれんけど、まあ仕事をせんのに生活保護もらいようるというふうな人には仕事をしてもらうために強制的に労働してもらうようにちょっと国のほうへ働きかけてもらいたいというのが要望です。ありがとうございました。

〈第30款 労働費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（三輪順治君） 190ページの農林振興費の中での委託料、冬ぶどうのJAのブドウ部会へ委託されてる事業内容についてお尋ねをいたします。

まず、JAへ委託されてる金額がここにありますけれども、現在その冬ぶどうというブランドで出荷されてる量的なもの、そして実際に販売された価格、180万円投資をしてるわけですけれども、JA、全てをつかみ切れなければ、一部でもいいんですけれども、事業成果を少しお示してください。

建設経済部次長（橋本良啓君） 冬ぶどうの品質向上推進事業につきましては、JA岡山西の井原市ブドウ部会が主となりまして、実験補助で実験をしていただいております。

品種につきましては、紫苑、シャインマスカットについて現在出荷時期をおくらす技術の研究を井笠の普及センターにご協力をいただいております。

平成24年からこの事業は実施しておりますが、成果としましては、まだそれで販売できるという状況までは至っていない状況で、現在の状況としましては、試験により秋口に気温が下がって、10度を下回るようになると果実が劣化するなど、品質の低下が見られたことから、保温用の内張りカーテン資材を導入し、品質の保持と保温用の燃料節減などを図って、換気の効率化などで冬ぶどうの出荷時期をおくらすように現在まだ試行錯誤中という状況であります。

冬ぶどうの金額ということですが、現在冬ぶどうではピオーネ、シャインマスカット、瀬戸ジャイアンツ、紫苑の4種類について把握しておりますが、1キロ当たりで普通の出荷されるものよりも冬ぶどうのほうが約1.7倍から1.5倍の金額で販売できるというふうにお伺いしております。

以上です。

委員（三輪順治君） まだ試験段階中であるということですが、見通しとしてやっぱりある程度お尻も決めないといけないと思われましてけれども、いかがお考えでしょう。例えば、今5年たってますけども、冬ぶどうを今試験的に、実際に売られておりますけれども、井原市のブランドで市長も常々冬ぶどうをおっしゃってますけども、ブランド化する目安といいますか、目標時期は大体どれぐらいに設定されとるんですかね。

建設経済部次長（橋本良啓君） 他の地域でも行っていないことなので、井原市が最初の試みではないかと思っておりますが、現在5年程度かかっておりますが、いつまでという日にち、期限は現在のところ切っておりません。

以上です。

委員（三輪順治君） 少しプッシュする意味で、岡山県の農業改良普及所ですか、いわゆる試験研究機関も入れて、入っとるかわかりませんが、科学的な根拠を含めて品質管理、品質保証を含めて、トータル的には井原市、ブランドとして売り出すのであれば、やっぱりある程度目標を持って、そしてバックアップ体制も、あるいは支援体制も整えて売り出さんと、800人、東京でおいでになったとしても、それが8,000人になり8万になり100万になるというような、そういう意味合いの大きい話にしていかにかいけないんで。私のほうからは、今の体制については終期はないということではございますが、ある程度補強をするなり補完して、終期を持ち、お尻をくくって、やっぱり物事というのは進めないといけないというふうには思います。ただ、自然が相手ですから、そうはばかりはいきませんが、行政的には私はそういうふうに整理されたらいいと思います。これは要望と。

委員（荻戸利昭君） 192ページの青年農業者等育成対策事業費補助金に600万円が上がっておりますが、45歳未満の方で4人ということではあります、全国的に何かそこらあたりで問題になっているというお話も聞くので、この現状とかその報告書あたりがどうなっているのか、お伺いをいたします。

建設経済部次長（橋本良啓君） 井原市では4人の方に現在交付しております。特に問題と申しますか、井原市の場合、現在お一人の方がちょっと体調を崩されておられて、就農が十分にできないという状況の方がおられるというのが問題があるかなということですが、病気であられるので、なかなかこちらも難しいところではあるんですが、全国的でもそのようなことで途中で離農されるケースが問題となったりしますが、今のところそのようなところは聞いておりません。

以上です。

委員（荻戸利昭君） せっかくの制度ですから、十分活用していただいて、就農していただくのが一番いいかなと思いますので、よろしくご指導のほうよろしくお願いをいたします。

委員（森本典夫君） 192ページの農地費の報償費、こだわっておりますけれども、不用額、金額的には全体的にも少ないんですが、29万9,000円に対して不用額が10万7,000円ということですが、その原因。

建設経済部次長（橋本良啓君） この報償費につきましては、美星地区で中山間総合整備事業で行っております圃場整備の換地を行う換地委員さんの報酬であります。

当初の予算の29万9,000円につきましては、県が試算した時間給で計算して出したものを県のほうから提出していただいて、当初予算で組んでおりましたが、工事のほうで県

の当初の予定どおり進まなかったために、換地業務が十分県が思っているところまでできなかったということで、21名の方に出しておりますが、時間割りで金額を払って県が試算していただけた工事ができなかったために、換地の事務が少なかったということで、こういう少ない金額になっています。

以上です。

委員（森本典夫君） わかりました。

危険木とか支障木の伐倒処理をやっておりますけれども、こういうのは市民からこういうところが危ないよとか、職員が回ってここは危ないよとかというような形でやられてるんか、そこらあたりどういうふうなときにほんならここを切りましょうというようなことにしているのか、そのあたりちょっとお聞かせいただきたいと思います。

建設経済部次長（橋本良啓君） 支障木の倒木等の伐倒ですが、ほとんどは昼間に地元の方が風などとか大雨のときに倒れたものの通報をしてくださいますして、それについて対処しております。

あと、警報とか台風とか出まして、夜になりますと市民の方が余り動かれませんので、市の職員が重要路線を確認して回って、それで倒れていけば、市民の要望ではなくて、市の判断で処理をしています。

以上です。

委員（森本典夫君） 終わります。

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（森本典夫君） 198ページの一番下の委託料ですが、3,600万円ほどの予算に対して不用額が1,100万円か、ありますが、その原因。

地域創生参与（妹尾光朗君） 委託料不用額の1,091万5,613円の理由でございます。

こちらにつきましては、委託料の予算のほとんどが岡山県緊急雇用創出事業に係る予算になっておりまして、この緊急雇用事業につきましては、市内企業より多くの方を雇用していただくために、県の10分の10事業の分を活用しておりまして、今回広く5本分予算をしておりましたけれども、雇用情勢が売り手市場に移り変わって、人材確保が非常に困難な状態になりました。期限までに雇用ができず、契約解除になってしまった案件や、雇用はした

ものの早期退職によるものなどで、約835万円の執行残を招いた人材育成型雇用促進事業のほか、予定しておりました委託先の件数が予想より下回ったということで、216万円の執行残を招いた販路開拓事業、この2つの事業が不用額を生じた主なものでございます。

以上です。

委員（森本典夫君） ありがとうございます。

消費生活センターを開設していろいろ皆さんからの声を聞いたりしておりますけれども、この相談件数、それから被害状況は井原市はあるのか、全国的にはすごいです、井原市はどんなのが具体的に何件あってどのぐらいか。それから、これを開いたことよっての成果をどういうふうに分析しておられますか。

市民生活部参与（藤井 護君） 消費生活センターを開いての被害状況ですけども、協働推進課で把握しとる中においては、もちろん詐欺とかいろいろございますけども、詳細な金額までは、済いません、把握しておりませんが、相談件数につきましては詐欺のほうが一番多くて、その次にいわゆる還付金詐欺とか、それから……。

委員（森本典夫君） 件数、言うてください。

市民生活部参与（藤井 護君） 済いません、件数についてちょっと今手元に持ち合わせていませんので、後ほどお知らせをいたします。

委員（森本典夫君） 件数と、それから詐欺に遭ったので、市がつかんでる件数と金額、全体は当然つかめない部分もありますが、そのあたりも調べて教えてください。

市民生活部参与（藤井 護君） 消費生活センターを開設する前とそれからした後の件数ですけども……。

委員（森本典夫君） 聞きょうらんわ。

聞いたことだけ答えてください。

市民生活部参与（藤井 護君） トータル、件数ですけども、合計しますと268件でございます、平成27年度。

委員（森本典夫君） 内訳。

市民生活部参与（藤井 護君） 多いのが、架空請求詐欺が一番多くて29件、それから不審電話による個人情報の確認電話が25件、それから還付金詐欺が10件、それから金融商品の取引名目詐欺が17件、そうした状況であります。

委員（森本典夫君） 268って全然ならんわ。

市民生活部参与（藤井 護君） 済みません、分類別に申しますと、失礼しました。運輸、通信サービス、インターネットによるトラブルが済いません、52件、それから金融保険サービス、金融商品の詐欺まがい商法、これが25件、それから土地、建物関連で賃貸ト

ラブル、リフォーム訪問販売、こうしたものが21件、食品関連の健康食品の送りつけ商法、こういったものが21件、それからその他おれおれ詐欺とか個人情報の、先ほど言いました確認電話とか、そういったもろもろのトラブルが84件ということで、主なものはそういった状況であります。

被害額が済いません、ちょっと今つかんでおりません。

委員（森本典夫君） つかんでおりませんというのは、全く情報としてこれだけ最終的には詐欺で取られたというのがもう絶対、いやいや全然ないんでしょうか、つかんだ件数が。

市民生活部参与（藤井 護君） 詳細な被害額についてはつかんでおりませんので、また調べて報告します。

委員（森本典夫君） つかんだるけれども、今言えないという、資料がないから言えないんですか。つかんでねえからこれから調べますということにはならんと思うんですけど、今の話ではつかんでないけど、後から報告しますというたんじゃ、ちょっと理解に苦しむんですけど。つかんだるけれども、資料としてないということですか。

市民生活部参与（藤井 護君） そうです。

委員（森本典夫君） それじゃ、後ほどお願いします。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

委員（佐藤 豊君） 212ページの委託料の遊具撤去委託料というところが69万4,400円なんですけれども、この撤去される遊具というのは、古くなったから撤去されたのか、危険度が高い遊具と判断したので撤去したのか。それから、また今現在遊具を公園から撤去する方向性がよく耳にするんですが、具体的には本市としてはどのようなスタンスで今お考えになるのでしょうか、お伺いします。

建設経済部参与（武田吉弘君） こちらの遊具の撤去につきましては、コンビネーション遊具といまして、滑り台と上るところが一体となった遊具を2カ所撤去いたしております。いずれも、老朽化により危険度があるために撤去させていただきました。

今後の考え方でございますけれども、年齢的に小さいお子さんのためにコンビネーション遊具というのはよく使われるわけなんですけれども、今後子育ての観点からも設置を順次考えていきたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤 豊君） ということは、その地域住民の方の要望とか、その公園に対してこういう遊具が適切だと思われたら市のほうで判断して、今後も遊具の設置というのは考えるというふうに思っとけばよろしいのでしょうか。

建設経済部参与（武田吉弘君） 公園の中でもここに必要だなというところから順次計画的に設置を今後していきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

委員（森本典夫君） 難しい問題じゃろうと思うんですが、道路新設改良費の中の208ページになりますが、説明ちょっとあったんですけども、公有財産購入費、補償補填及び賠償金というので、かなりの金額が残ってます。用地交渉の難航ということがありましたけれども、これとあわせて210ページ、下水道費の中の公有財産購入費でも用地交渉の難航というのがありますが、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

建設経済部参与（武田吉弘君） 内容的に主なものを上げさせていただきますと、用地の関係で隣地の方の承諾が得られないだとか、相続関係の中で成年後見人を定めなければいけないんですけども、その後見人が見つからない、身内のほうで探すことができない、あるいは地元の調整がうまくいかないといったそういった事例がございました。

以上です。

委員（森本典夫君） 今年度の予算ちょっと見てないんでよくわかりませんが、今の話ですと、今後もなかなか、今年度もなかなか前へ進まないというような状況なのでしょうか。予算が今年度の運営についてのちょっと不勉強で見てませんが、そのあたりの見通しはどうでしょうか。

建設経済部参与（武田吉弘君） 見通し、まだ年度の途中でございますけれども、成年後見人と根気強く交渉をしていき、頑張っていっておるところでございますので、その辺をお酌みいただければと思います。

以上です。

委員（森本典夫君） それはわかりました。

住宅費の中の委託料の不用額が3割程度あります。それぞれ委託料がたくさんありますが、10項目以上ありますが、どこがどういうふうに少なくて済んだのか、なぜそうなったのか。

建設経済部参与（武田吉弘君） この委託料の中、上から3番目でございますけれども、電算業務委託料というのがございます。これが公営住宅管理システムの更新ということで、新しく更新をさせていただきましたけれども、これの入札残でございます。

以上です。

委員（森本典夫君） 了解しました。

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

〈なし〉

市民生活部参与（藤井 護君） 先ほどの件ですが、平成27年、被害額でございますけれども、平成27年、2件ございまして、合計951万4,068円となっています。

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

環境課長（柚野裕正君） 先ほど森本議員さんのごみ減量化の質問の中で、古紙、古着類売払収入の説明をさせていただきましたが、その金額が「200万4,307円」と申しました。この金額を訂正をさせていただきたいと思います。正しい数字は、「440万2,800円」の誤りでした。大変申しわけありませんでした。

委員（森本典夫君） 了解しました。

〈第55款 教育費中、第10項教育総務費から第50項幼稚園費〉

委員（佐藤 豊君） 226ページの一番上のスポーツふれあい交流事業委託料、夢の教室、5年生が対象ということでございますが、本年度はどのような先生をお招きしたのか、ご紹介していただければというふうに思います。

失礼しました。27年度、この年に。

教育次長（大舌 勲君） 27年度でございますが、サッカーでは安永聡太郎選手、それから水泳、源選手、吉見選手、レスリングでは永田克彦選手、そして総合格闘技で井原出身の藤井恵選手、野球では亀山選手などをお呼びいたしております。

委員（佐藤 豊君） 子供さんの反応は、どのような反応がありましたでしょうか。

学校教育課長（倉田和彦君） 子供たちにとっては、本当に夢を持つことのすばらしさだとか、それに向かって努力することの大切さということをしっかり、本物のトップアスリートと出会って感じておりました。

委員（佐藤 豊君） 夢の教室で、時間的には夢先生が講演、授業的なことをされて、その後実践的な指導というんか激励というか、そういった形での取り組みだったんでしょうか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

学校教育課長（倉田和彦君） 最初に、みんなで協力してなし遂げるミニゲームを行います。そこで、子供たちはみんなだといろんなことができるだとか、努力することって大事なんだなということを感じておきます。そして、その後夢先生の今までの挫折だとか、目標を持って頑張ってきたことだとか、そういったことを聞いて総合的に子供たちが夢を持つことは大切なんだ、努力することは大切なんだということを感じていく事業でございます。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

委員（森本典夫君） 今のことで、先生を選ぶのはどういう基準で選んでおられますか。それと、教職員の方々の意見等々がそこへ入ってくるのかどうなのか、お尋ねします。

学校教育課長（倉田和彦君） 夢先生の基準というのは、こちらのほうからお願いもするのですが、J F A、日本サッカー協会が設定して派遣していただきます。

先生方にとっては、有名な名前の通ったような方ということも希望があるのですが、子供たちにとっては本当にどんな方でも夢に向かって努力をされてきた、こられた方なので、どんな先生のとときにでもよくいい反応があります。先生方にとっても、この先生に来ていただいてよかったということをお聞きしております。

委員（森本典夫君） 220ページの旅費ですが、180万円ほどの旅費が組まれておりますが、100万円ほど不用額で載っております。特に説明はなかったんですが、これはこんなになぜ残ったのでしょうか。

教育次長（大舌 勲君） この旅費につきましては、A L Tの帰任就任のための旅費でございます。予算上は、6人全員が帰任して新たに赴任するという事で予算組みをしておりましたが、実際には2名だけの交代ということで、執行残が残っております。

以上です。

委員（森本典夫君） 222ページの使用料及び賃借料168万円、それに不用額が106万円ということで、これもかなりの額が残ってるんですが、その理由。

学校教育課長（倉田和彦君） 使用料及び賃借料の不用額につきましては、ふるさと井原魅力発見事業において、先ほども申したんですが、市バスを積極的に利用したことにより、自動車の借り上げ料が大幅に減ったということが要因であります。

委員（森本典夫君） 成果に関する説明書で小学校不登校対策実践研究事業として登校支援員を増員配置し、不登校、いじめ対策に取り組んだということではありますが、取り組みの仕方とあわせて成果等をお聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長（倉田和彦君） 登校支援員配置事業ですが、不登校傾向にある児童やその家族に対して、教職員と協力しながら登校支援や教室、別室での学習支援だとか、保護者等に対する教育支援、相談とか支援を行う支援員でございます。

5名を配置しておりますが、配置していなかった場合との差というのを比べることができませんが、先生方にとっても不登校傾向のある子供たちの保護者にとっても非常にありがたい配置だということは伺っております。

委員（森本典夫君） 不登校傾向にある生徒といろいろこういう形で接していくことによって、毎日安心して学校へ行くというような形になるのが大分あるんですか、件数として。

学校教育課長（倉田和彦君） 学校にまず来れるようになるということがとても大事なことでと思うんですが、登校支援員が寄り添いながら登校支援をしていくことで学校に来ている子は実際に何名もおります。ただ、教室までというところが難しかったりしますので、登校した後は別室にて教育的な支援とかもしております。

委員（森本典夫君） わかりました。

定時制高等学校管理費の中の232ページになりますが、需用費880万円ほどの予算を組んでおりますが、不用額が約半分の415万円ですが、どこがどういうふうに少なくて済んだんでしょうか。

市立高校事務長（岡崎智嘉司君） 平成26年に予算を見積もったときにはまだ学校はできていない、工事中のときでありました。他の学校、同規模の学校、それから今までの電力業者によります試算等によりまして、新しい学校になった場合にはこれぐらいの金額が必要ではないかということで予算を立てさせていただきました。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第60項社会教育費〉

委員（森本典夫君） 先ほど話がありましたように、立体映像上映システムが導入されて、大変人気のようにありますけれども、入館された方でそれを見られた方の声はどんな声がありますか。

生涯学習課参事（綾仁一哉君） やはり、決して一人一人聞いているわけではないんですけ

れども、すばらしいという声はよく聞いております。それと、市内の小学生の団体なんかに
も時々見ていただいているんですけども、やはり後で感想文で4 D 2 Uがすごかったというこ
とはよく書いてあります。

委員（森本典夫君） 今出ましたように、小学生に云々というのがありましたけれども、
大体どのぐらい入れるところなんでしょうか。

生涯学習課参事（綾仁一哉君） 定員50名としております。

委員（森本典夫君） 学校、幼稚園、小学校、中学校あたりで具体的に年間計画でそこへ
行って見てもらうというようなことは教育委員会としては考えておられるのか、それともも
う各学校にお任せして、見に行っていくというふうなことにするのか、そこらあたり何
かお考えがありますか、教育委員会。

学校教育課長（倉田和彦君） ふるさと井原魅力発見事業という事業の中で、小学校4年
生を対象に星の郷ふれあいセンターで宿泊体験を行っております。そのときに天文台のほう
に行かせていただきまして、4 D 2 Uを見させていただくということをやっております。平
成27年度は9校、取り組んでおります。

委員（森本典夫君） 僕が思っているのは、今言われたような子供さんを対象にということ
でしょうが、僕が思っているのは、ちょっと広げて、各学校にそういう年間計画の中に美星天
文台へ行って見てこようではないかということで、そのすばらしさを体験していただくとい
うようなことは教育委員会としては考えておられませんか。あと、各学校にお任せなのか、
そのあたりのお考えをお尋ねしておりますので、お答えください。

教育長（片山正樹君） 実は、4年生のときに理科の学習で星の観察というのがございま
して、それにあわせて4年生の今の井原魅力発見事業をしておりますので、どの学年も4年生
通過しますので、1回はそこを利用するという形でやっておりますので、今後もそういう形
で進めていきたいというふうに思っています。

委員（森本典夫君） わかりました。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第70項保健体育費〉

委員（三輪順治君） 学校給食の関係で、決算と少し関連しますので、衛生管理で現在、
報道等で厚生労働省含めてしょうるんですが、HACCPという一つの食品衛生管理システ
ムを導入する動きがありますけれども、現在の井原市における学校給食の関係の全体を通し

ての衛生管理手法っていうのは何かありますか。

給食センター所長（藤代旨弘君） 先ほど決算のところを読み上げておりますけれども、県内の業者にまず食品とそれから調理場中の拭き取り検査を6月とそれから10月にしております。これによりまして、菌につきましてはサルモネラ菌、それから黄色ブドウ球菌、病原性大腸菌等、もし出れば再度検査をするという形でございますし、保健所にも年に一度立ち入りをしていただいております。

それから、職員の衛生管理につきましては、月2回の検便、それから日々の体調異常等の申告をさせている状況でございます。それ以外には今のところしておりません。

以上です。

〈なし〉

〈第65款 公債費から第80款 予備費〉

委員（大滝文則君） 諸支出金についてお尋ねいたします。

先ほど病院事業に係る一般会計の繰り出し基準というのがありましたけれども、多分総務省からの通知だと思っておりますけれども、今の基準は何年度からの基準でしょうか。その基準のもととなる指数を、係数をはかる、例えば地方交付税が基準になるのかとかというんがあると思っておりますけれども、とりあえずどういうふうなものなのかというのをまずお知らせいただきたいと思っております。

財政課長（佐藤和也君） 繰り出し基準につきましては、毎年総務副大臣通知によりまして通知がございまして、27年度の繰り出し金につきましては、27年度の基準に基づくものでございます。指数等の詳細につきましては、今手元に細かい資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

委員（大滝文則君） きょうじゃなくても一覧をまたお知らせいただきたいと思っております。

それから、5億4000万円近くの繰り入れがあるにもかかわらず、8,000万円の欠損金が病院のほうに出ておりますけれども、これまたあさっての病院の決算審議のほうでまた聞きますけれども、この5億3,790万6,000円のうち、負担金と補助金となっておりますけれども、この負担金と補助金、5億3,790万6,000円のうち、収益勘定繰入金と資本勘定繰入金に分けた場合はどういうさび分けとなるのでしょうか。

財政課長（佐藤和也君） 資本勘定等のさび分けでございまして、精査いたしますれば、その数字というものは出るわけでございますが、今現在時点では資本に係るものについ

て申しますと、1億4,347万円となっております。残りが収益というふうに捉えております。

以上でございます。

委員（大滝文則君） 収益勘定のほうへ、まあ4億近い繰入金があるということで、私も民間病院の経営者と話ししとったんですけども、全て自己資本で、自己資金でされようということ、市民病院とは違うわけですけども、非常に市民の税金をそれだけ投入しとる中で、市民病院の収支が悪化しとるのは非常に大きな問題じゃないかと思うわけですけども、そういった大きな金を繰り出しをするに当たり、市当局は病院との、事務局、ドクター等々のほうでどのようなお願いとか、収支改善についてのお願いとか、運営協議をなされているか、わかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

財政課長（佐藤和也君） 病院事業会計に対します負担金でありますとか補助金の申請を受けた際には、当然のことながら、経営努力によりまして負担金あるいは補助金の額が少しでも軽減されるように病院側のほうにも要求をしておりますし、また議会等でも病院のほうから説明がございますけども、経営のほうには努力をされておるというふうに認識をしております。

以上でございます。

委員（大滝文則君） これで終わりますけども、財政課長が運営協議をお願いはされるってんですけども、運営協議をされとるとは思いませんけども、先ほど言いましたように、大きな金額が出て、なおかつ赤字ということはこれからずっととなると非常に大きな問題であるということで、運営協議についてもしっかりと市当局にお願いしたいということをおし添えておきます。

以上です。終わります。

〈なし〉

〈歳出全般〉

委員（森下金三君） 126ページに地域おこし協力隊のことで先ほどお聞きしたんですが、昨年10月から大江、芳井へ来とられるということで、芳井についてのことをお聞きしたいんですが、引き続き今年度もその人が芳井町におられるということで、予算はちょっとはっきりした記憶はないが、年間200万円ぐらいじゃなかったと思うんですが、今現在聞くところによると、病気療養中かなんかというようなことを聞くんですが、現在はその方

はどのようなふうになっておられるでしょうか。

建設経済部次長（橋本良啓君） 芳井地区に来ておられます協力隊員の方ですが、現在議員さんのおっしゃられるように、病氣療養中でありまして、昨年10月から芳井町のほうへ赴任してご活躍していただいております、今月末で1年の任期が終了するようになります。それで、ご本人さんのお話で、今回更新は辞退といいますか、しないという申し出がありまして、お話をした結果、残念ですが更新をされないということで、後任につきましては芳井のまちづくり協議会のほうからもご要望がありまして、先日面接等を済ませ、現在の予定では来年の2月ごろから1名の方が着任していただく予定となっております。

以上です。

委員（森下金三君） わかりました。ということは、この間、来年の2月までは芳井町には空白ということになると思うんです。

へえで、住居は今まで住みようられたところへやっぱし住んでいただくというふうに予測としてはなるんですかね。

建設経済部次長（橋本良啓君） 隊員の方のお住まいにつきましては、地元の芳井町まちづくり協会等にお任せしておりますので、現在の方が住まわれたところに住まわれるか、新しいところにされるかは現在のところは未定でございます。

以上です。

委員（森下金三君） わかりました。

続いて、もう一個よろしいですか。

歳入のほうなんですけどが・・・、歳入に書いてあるんですけど、歳出でどこを見りゃえんかがわからんから聞きたいんですけど、よろしいでしょうか。

歳入で、具体的に言いますと、86ページの諸費委託金に自衛官募集委託金が5万5,108円とあるんですけど、歳出ではこれほどを見ればいいのかというのわからんので、ちょっとそれを教えてほしいということでもよろしいでしょうか、委員長。

総務部次長（渡邊聡司君） 歳入86ページに自衛官募集事務委託金としまして5万5,108円が入っております。これの歳出でございますけど、歳出では118ページの、一般管理費の需用費の中に、懸垂幕を作成しております。こちらの費用が5万3,460円、それからその差額が若干ございますけど、こちらは次の119、120ページ、文書広報費の需用費の中に広報紙の印刷代、こちらに1,648円を充当いたしております。

委員（森下金三君） ちょっとわし耳が遠ええからよう聞こえんなんですけど、118ページでしたらどこでしたんかね。

総務部次長（渡邊聡司君） 一番下の需用費でございます。

需用費の消耗品費。

委員（森下金三君） その中に含まれてる。

総務部次長（渡邊聡司君） こちらのの中に懸垂幕の作成費が入っております。

それから、120ページの文書広報費の需用費の印刷製本費、こちらのの中に広報紙への掲載をいたしております自衛隊員の募集の記事を載せております。こちらの印刷代へ1,648円を充当いたしております。

委員（森下金三君） わかりました。

昨年度は自衛隊員は何名井原市から入られたのか。

それと、これ以外に例えば自衛官というのは、我々の国民を守る一番大事な仕事です。また、災害にも派遣していただくというようなことになつとる。そうした若い自衛官を募集するために、例えば井原放送とかあらゆるものを使うて募集をするという方法は考えられないと、井原放送で募集しようの見たことがないんだけど、今後そういう募集の仕方というものをされたらどうかと思うんですが、その点どうでしょうかね。垂れ幕だけじゃったら、余り見ん人もおるから。

総務部次長（渡邊聡司君） こちらにつきましては、国からの事務の委任を受けて対応しておりますが、交付額が非常に限られております。27年度におきましては、井原市がモデル地区に指定されたということの中で、例年に増して交付金が増額交付されております。そういったことで懸垂幕を作成したわけなんですけど、井原放送等の募集となりますと、またこちらにも経費がたくさんございます。そういった経費が認められれば、そういったことでの募集事務、あと募集広報も対応していきたいというふうに考えております。

それから、昨年度入隊いたしました隊員数につきましては今現在確認しておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

委員（森下金三君） そのほか、国の国庫委託金ですけど、井原市の財源でそういうふうなことをするということはできるんですか、できんのんですか。

総務部次長（渡邊聡司君） 歳入につきましては、国庫の委託金ということでございます。国の経費でもって対応するというのが原則となつとりますので、市費でもっての対応というのは現在のところは考えておりません。

委員（森下金三君） いやいや、考えてないのはわかるんですけど、それが井原市が独自で国のために募集する費用を使うことができるか、できんならできん、できるならできる、そこら辺ちょっとようわからんから聞くんですけど。

総務部次長（渡邊聡司君） 再度の答えになりますけど、こちらは国庫のお金で対応するべきものというふうに理解をいたしております。

委員（森下金三君） それ以上は求めません。

委員（三輪順治君） 歳出全般ということでございますので、業務委託の検証であるとか監督業務はどのようになってくるか。公園の清掃管理だとか樹木の剪定であるとか草刈りとか、あるいはシステムの関係、いろいろたくさんありますが、範囲広いんですが、ざっくり、ざっくりです、委託契約書の中で業務報告を恐らく求められておるとは思いますけども、現地検分を含めてどのような形でこの委託業務が遂行されてるか、どういう形で確認されて、わかるのは、大ざっぱでいいですから、全体共通でお教をいただきたいとします。

総務部長（佐藤文則君） 検査の方法、うちで言いますと、検収という言い方をいたしております。月決めのもの、四半期締めのもの、半期締めのもの、いろいろございますが、その都度検収権者という者が決まっております、大抵の場合は課長とか担当の係長とか、その業務報告に基づきまして検収を行い、へえでこれは適正に事務が執行されているという確認がとれましたら、検収印を押して支払いに回すという処理をとっております。

以上です。

委員（三輪順治君） そういう中で、検収印が問題があるというような形で、実際委託料減額するようなことって例がございましたでしょうか。

総務部長（佐藤文則君） 清掃業務においてそういったことがあったことはあります。

委員（森下金三君） 148ページなんですけど、戦没者追悼式の委託料というものがあるんです。

それで、だんだんと戦没者の遺族が少なくなってくると思うんですが、これ委託料で主催するのはあれば、社会福祉協議会でしたんか福祉協議会か、そこら辺ひとつ確認したい。市じゃったんか、主催はどこで、じゃったんですか。

健康福祉部長（山田正人君） 戦没者追悼式は井原市の主催でございます。

委員（森下金三君） というのが、井原市で先ほどもお願いしたか、戦没者というのは非常に戦争で亡くなられて、大変な戦争だったという、我々全くわからんのですが、後世に伝えていっていかねばならないということでもあいつさされるんですが、そこで教育長にお聞きしたいんですが、そういった過去のことについて子供の勉強のために戦没者追悼式にせめて中学校の2年生か3年生ぐらいは出席をさせて、多くの方々、こういうことで日本の国のために亡くなったというような意味で勉強させ、また追悼するという意味で私はぜひ必要だと思っております、その点の考え、教育長どうでしょうか。

教育長（片山正樹君） その件ですが、全部の学校ではないんですけども、遺族会のほうから各学校へ回られまして要望を聞いていただいて、話してほしいという学校には遺族会のほうで行って、ことしも話はしていただいておりますので、全体へ一斉にということは考え

ておりません。

委員（森下金三君） 私、ことし欠席しとるんですが、ことしは出席されたんです、中学生、ちょっと聞き取りにくかったんだけど。

教育長（片山正樹君） 中学校はしてないんじゃないかと思う、小学校のほうは行かれたと思いますね。

委員（森下金三君） 戦没者の追悼式に出席されたのが。

教育長（片山正樹君） 追悼式のほうは、小・中学生は出席しておりません。

委員（森下金三君） 今後そういうことで出席をされたらどうかと思うんですが、教育委員会としてはどういうふうにお考えでしょうかね。

教育長（片山正樹君） そういった件につきましても、市としては参加してほしいという要請はするように思っておりません。学習で、今言ったことで習ってくれたらいいんじゃないかというに思っております。

委員（森下金三君） そういうことは思っておりません、思っておりません理由はということ。

教育長（片山正樹君） 一応教育課程の時間数の関係で、なかなかそういった時間もとれないってのが一番大きいあれじゃないかと思えます。

委員（森下金三君） 教育課程で教える先生というものは、ほとんど戦争知らん人が教えようわけじゃろ、全くそういうなのは感情が出てこん。だから、ぜひそういうことでいろいろ考えて今後やっていただければというふうに言うとか、以上。

委員（森本典夫君） 済みません、歳出全般で不用額のことを取り上げましたし、途中で考え方をお聞きしました。何点かは不用額の説明がありましたが、僕が指摘をしましたように、かなりのパーセンテージの不用額が残ってる部分についてはやはり説明をしていただきたいと。説明を聞くと、いろいろ説明をしてくださってなるほどなというのがあるわけですが、不用額、そのまますつといくと、何でこれが残つとんかなということになると思えますので、私の提案としましては、30%以上の不用額が出た分については、不用額がなぜそうなったのかというのを説明をしていただきたいというふうに思います。来年度の決算のとき、予算決算のときからそういう形でやっていただきたいというふうに思うんですが、その点どうでしょうか、30%以上。

副市長（三宅生一君） 30%がいいのか何%がいいのかとも思うんですが、決算ですから、マネジメントサイクルの重要な位置づけなんだというふうにも理解しております。そういう中で、まず残すということはやってないという理解と、それからやらないでいいという理解、それから節約して残したという、そういうことが大きくあるんだろうというふうに思

っております。単純にこの30%以上の残をどんどん執行残について言うというよりは、この事業においてこういったものを使ったんだというようなそういった決算説明にしたいというのが本来であります。そういう中で、私自身は今回の執行残について非常に大きいものがあるなということが、非常に憂慮しております。50%を超えるものについては説明をさせていただく中で、ここはこういう経費だということを強調しながらの説明にしたいというふうに思っております。

それから、皆さんの総意でもって、こういったような決算説明のあり方というものを議論させていただく中で、執行残がどれだけを説明すべきかということも議論させていただく中、執行部としてそれに調整、あるいは意見を持って臨みたいというふうにも思っております。

委員（森本典夫君） 副市長の言われるのもよくわかりますが、予算を組んでそれを執行していくという中で、一定程度以上の不用額が出るということについては、やはり執行部側としては、執行部側としては、言ってみれば逐一説明をする必要があるというふうに思っています。今議会のほうへ投げかけられましたけれども、議会は議会で何かそのことに対してやるようなことになるかどうかわかりませんが、ぜひ私としては30%以上の不用額については次の年から説明をしていただきたいということを強く要望して、このことについては終わります。

総務部次長（渡邊聡司君） 先ほど、昨年の自衛隊の入隊者でございますけど、高梁募集事務所に確認いたしましたところ、5名の入隊があったというふうに確認いたしております。

〈なし〉

〈実質収支に関する調書及び財産に関する調書〉

委員（森下金三君） 簡単に、川相小学校、共和小学校、普通財産になったということで、今後扱いで売却とか貸し出しとかというような要望があった場合は、それに対応していくお考えがあるかどうか。

財政課長（佐藤和也君） 売却でありますとか貸し付けといったような要望がございましたら、個々に内容を判断いたしまして、検討していきたいというふうに考えております。

委員（森下金三君） よろしい。

〈なし〉

〈一般会計全般についての総括質疑〉

委員（三輪順治君） 地域公共交通のあり方について1件お尋ねいたします。

歳出、例えばバス会社3社、タクシーを含めてです、高齢化や過疎化、足が不自由になった場合に交通手段確保が難しい時代で、公共交通についても力を入れておられまして、今年度決算、27年度決算においても相当額が歳出へ上げられております。片や、歳入のほうもあります。個人負担もあります。私が質問したいのは、じゃあトータルとして公共交通で、足の確保のために井原市の一般財源が幾ら使われたのかというのを、概数で結構ですから、お教えをお願いしたいと思います。

総務部長（佐藤文則君） 膨大な量を拾わないといけないんですが、ちょっと委員さんに確認したいんですけど、どういった経費を公共交通に係る経費とお考えなんでしょうか。

委員（三輪順治君） じゃ、絞らせていただきますが、歳出決算書のページでいきますと、いわゆる地方公共交通ということで、地方バス路線の関係、それからあいあいバス、もうこの2点だけで結構ですから、合計で多分歳出が9,400万円程度あると思います、多分、ざっと。この2政策に関する一般財源の持ち出しは幾らでしょうか。

総務部次長（渡邊聡司君） こちらにつきましては、基金を充当いたしておりまして、地域振興基金を充当いたしております。基金と言いながら、一般財源というふうな扱いになるかと思えます。

委員（三輪順治君） 額を聞きようなんです。

総務部次長（渡邊聡司君） 9,387万8,000円です。

委員（三輪順治君） 結構です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

委員長（藤原清和君） 本日はこれで審査を終了いたしたいと思います。

明後日は午前10時から全員協議会室で開催いたしますので、ご出席をお願いいたします。

本日はこれもちまして終了いたしたいと思っております。大変ご苦勞さまでございました。

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成28年 9月23日 開会 9時58分 閉会 14時38分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

藤原清和	大滝文則	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	簀戸利昭	西田久志
三輪順治	大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	佐藤文則
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	山田正人
建設経済部長	三宅道雄	水道部長	妹尾福登
病院事務部長	野崎正広	総務部次長	渡邊聡司
市民生活部次長	北村容子	健康福祉部次長	猪原忠教
建設経済部次長	橋本良啓	水道部次長	谷本悦久
市民生活部参与	藤井護	芳井支所長	三宅孝一
美星支所長	金高常泰	会計管理者	笹井洋
監査事務局長	山本高史	病院事務部次長	中原康夫
税務課長	吉本泰人	介護保険課長	川上邦和
上水道課長	田中伸廣	総務課長補佐	片井啓介
福祉課長補佐	伊達卓生	上水道課長補佐	井岡和浩
下水道課長補佐	藤井義信	会計課長補佐	高木正文
市民課戸籍住民係長	池田真弓	都市建設課管理係長	西本勝志

(3) 事務局職員

6. 傍聴者

(1) 一 般 0名

(2) 報 道 2名

7. 発言の概要

委員長（藤原清和君） 皆さんおはようございます。

少し早いようでございますけれども、ただいまから予算決算委員会を開会させていただきます。

本日は、特別会計、財産区会計、企業会計の決算を審査いたします。

審査の順序は、総務文教委員会関係分、市民福祉委員会関係分、建設水道委員会関係分の順序で行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〈認定第9号 平成27年度井原市大倉財産区会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第10号 平成27年度井原市東水砂財産区会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第11号 平成27年度井原市宇戸財産区会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第2号 平成27年度井原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（三輪順治君） 2点お伺いします。

まず、国保の直営勘定の中で、監査委員の報告書の22ページを見ていただきたいと思います。

以前、同じような質問があったと思うんですが、不納欠損の中で居所不明というのがあります。ちょうど次長は市民課長も兼ねていらっしゃいますので、この居所不明っていうのは件数は延べ件数ですか、それとも実人員の件数ですか、まず1点。

そしてもう一つは、居所不明というのがどうもよく意味が昔からわからなくて、夜逃げ同然にある日突然出られたら、そのAさんという人がどっか行かれるわけですけども、どうして居所不明が、平成25年度は138件あったんです。相当減っていい傾向だと思うんですが、なぜ居所不明が生じるんでしょうか、主な理由をお聞かせ願いたいと思います。

税務課長（吉本泰人君） まず、不納欠損の件数ですが実人員ではありません。実人員は国保税50人となっております。

所在不明の件ですけれども、納税通知書等が市へ返還されたときに住所等を現地調査しても不明な場合は実家や勤務先等、転出先と思われる市町村へ照会をし、また本籍の市町村へも最新の住所を照会するなど、一通りの手を尽くしてもなお所在が確認できないものについて所在不明として取り扱っていたり、また相続放棄を確認して相続人がいなかった場合などが所在不明と上げております。

委員（三輪順治君） まず、最初の大きな質問の2つの1番目の不納欠損の居所不明の24件というのは実人員が50人ということでございます、というふうにおっしゃったのですが、正しいんでしょうか。

税務課長（吉本泰人君） 全体の実人員が50名で所在不明は11人でございます、済みませんでした。

委員（三輪順治君） それから、いまだに居所不明が出るということは各事例を通してなんですけど、マイナンバーが全ての国民に、いわゆる住民票がある国民に番号を振つとるわけです。システムはまだ完全でないので追いかけれられないんでしょうけども、例えば税務課長がおっしゃったものを補足するようなことで市民課長、何か居所不明になる原因がありますか。

市民生活部長（北村宗則君） まず、マイナンバーの絡みをお聞きしたわけですが、この居所不明者というのは基本的に法で定めた正規の手続をとらないで居住実態が住民基本台帳に登載した内容と違うことになるとる人たちであります。そういうことで、ご本人が手続をとらないで最新住所を定めておられなければ住基であってもマイナンバーであってもつかむことは困難であると、何らかの手続で浮上してきた場合にわかってくるというふう

に理解しております。

それから、居所不明の原因ですが、これはその人その人のご理由でこちらで原因をつかむことは困難と思っております。

委員（三輪順治君） 税務課長がおっしゃった納税通知書を送っても返って来たり、あるいは届かないということなんですけど、要するに納税者がそこにいらっやって通知書が行くわけですよ、行かないですか、よくわかるように説明してほしいんですが、今部長がおっしゃったのはもともとそういう実態がないところでございますから、そもそも金額が発生すること自体がおかしく思うんです、そうであれば、金額があるということは、当然収入に応じて、あるいは所得割とか均等割でかけられてるわけですから、納税通知書の中には何人世帯があつて、今均等割、世帯割、所得割、3つあるわけですが、今の答弁は税務課長と矛盾するんですが、私の頭の中では、出すこと自体と不明になること自体の因果関係がちょっとまだよくわからないんですが、よろしくお願いします。

市民生活部長（北村宗則君） まず、委員さんが今おっしゃりました賦課が起こつとるということはそこにおられるという大前提のご意見をいただきましたけれども、基本的に居所不明者というのは住所をそこに置いているけれども、実質そこにいないという整理をしていただきたい。基本的に賦課の絡みでおっしゃいましたけれども、通常標準形でいいですよ、国保世帯の所得状況に応じて賦課をする、それを把握してあるからおるはずだというような理論だったかと思うんですけれども、こういう居所不明者につきましては、基本的に不申告者等となります。課税資料等で住所がわかれば当然そちらに適正指導して住所を移すわけですが、基本的にどこにおられるかつかめない方々、そういうのを居所不明者ということであ

りまして、いろんな関係データ等で実態を把握すれば当然手続指導も行いますし、資格の適正化も行うわけですけれども、そういう連絡がつかなくなっている人というふうにご理解いただけたらありがたいかと思えます。

委員（三輪順治君） 細かいことなんですが、井原市に転入されてきた、あるいは井原市におる方で賦課が発生して不納欠損というのは当然期間がありますよね、債権を放棄する期間が5年間でしたか、3年間でしたか。その放棄する前は必ずそこに人がおって、納付書が行っとるような気がするんです。ところがない、もしそうでないとすれば居所不明というのは全国どこでも起こり得るんですか。

市民生活部長（北村宗則君） 全国どこの市町村でも発生するものと理解しております。

委員（三輪順治君） しかれば、ちょっと聞いてみるんですが、ほかの県内の不納欠損の状況を、これは岡山県が平成26年度にまとめたものでございますが、支払い状況の中で不納欠損がゼロというところが3つあるんです、これは26年度決算。不納欠損額がゼロということは、差し押さえ財産を含めて生活困窮を含めてないんです、そういうところがあるんです。あと、県から、持ってられると思いますけども、こういうことがあるんでちょっと意味がよくわからん。居所不明ということが今までずっと言われてきたんだけど、仮にマイナンバーが徹底して完璧になればこれはなくなるんでしょうか。

市民生活部長（北村宗則君） その該当者が法に定められた適正な手続をしていただかない限りなくなることは難しいかと考えております。

委員（三輪順治君） 話がそれてしまったんですが、いずれにしても居所不明というのは、もうどがんもならんような状況のことを言われとんですが、理由としてはこういった分野に所属させざるを得んとは思いますが、一般論として居所不明というのは居どころがわからんという意味合いですね、行政用語かもしれませんが、もともとそういう状態であったということであれば表現が居所不明というたら最初はかけとったけども、途中でいなくなって何ぼ納付書を送っても返ってきて今の本籍地や何やかんや探してもおらんと、だから不納欠損せざるを得ないと、こういう理解を一般的にするんですが、違うんですよ。もしそうであれば、課税額が発生しないと思う、国保税として、ほかの税もそう、そのところがちょっとよくわからない。

市民生活部長（北村宗則君） まず、不納欠損と居所不明をイコールで捉えていただくと話はもうわからなくなってしまいますんで、この居所不明者で一定条件を満たしたといえますか、ある状態に確定した方は不納欠損になるというふうに理解しております。その中で、課税が発生しないというようなお話があったんですが、例えば転入、もしくは他の保険の資格を喪失された場合に国保加入の手続をいただいて国保資格が生じます。国保資格が生じた

時点でその方へ国保税の賦課というものが起こってまいります。先ほど申し上げましたが、居所不明の方なんかでもし所得が不明という場合でもそれをもって国保税を賦課しないということは起こり得ません。均等割、平等割を賦課いたしますし、不申告でありますと軽減制度は適用しないというルールの中で加入手続をとられた時点で賦課は発生いたします。ただ、その後納付書等を送付しても届かないというのが通常途中から始まるケースが多々と思いますが、とにかく賦課した後に納付書等を送付しても届かない。それで、訪問等をしても捕まらないという状況の方が居所不明者であります。この居所不明者も一旦なったらそのままというケースばかりではありませんので、一定期間そこにおられない、実態がつかめないという状態があって、その後に実態を把握できるケースも多々あります。そういう中で、滞納分析の中で滞納となっている理由を分けておるときに居所不明の状態であるという分類をしているというふうに理解をいただけたらと思います。

委員（三輪順治君） またわからんことがありましたらこの委員会の時間を潰せませんので、またお伺いしますので、よろしくをお願いします。

もう一点、直営勘定のほうでお聞きをいたしたいと思います。

CTを直営診療所のほうに1, 800万円余りでお買いになってるんですが、これは何列でしょうか。

市民生活部次長（北村容子君） 16列でございます。

委員（三輪順治君） 了解しました。

委員（森本典夫君） 国保加入者にあなたはどういう病院へかかれて幾らかかっていますよという通知を出してるということでもありますけれども、その効果はどういうふうに思われますか。それで、何のために出してるんでしょうか。

市民生活部長（北村宗則君） まず、医療費通知の効果についてであります。

第一義的には、国保の方がお医者さんにかかって治療をされてるわけですが、なかなか医療費がこれだけかかっているというのを理解していただけてないケースがありますが、いわゆる制度上本人負担額の視点は持たれております、窓口で幾ら払ったという視点は持たれておりますが、医療費全体とすれば、いわゆる3割についての認識はありますけど、10割の認識は薄い方が多いという実態があるのではないかというふうに思っております。そういう中で、皆さんにそれぞれ実際使われてる医療費についての正しい認識を持っていただく、実感していただくということがあります。それによって、非常に医療費、大きな額を使ってるなとかという認識もいただく中で適正な受診等につなげていただきたいという気持ちがございます。

それから他方、医療機関等につきましては、そういうことで本人が確認をされているとい

うことで、より正しい請求、されてるはずでございますけれども、そういう適正な請求等が行われるという一面もあろうかと思えます。

効果と何のためにというのを一緒に回答した格好になりますが、以上のような観点になるかと思えます。

委員（森本典夫君） 2割負担、3割負担をされている患者さんは、例えば僕は3割なんですけども、3,000円払ったということになれば治療全体では1万円かかったんだという認識はあると思えますし、患者さんは大体そういうふうなことはわかっておられると思えます。それがわかってない方がおられるのではないかという表現をされましたけれども、それは多分そんなことないと思えます。

それから、診療費全体が10割で出てくるわけですが、それによって適正な診療を受けていただくことになるのではないかなというふうに言われましたけれども、僕自身から考えて、自分の病気をかからなくてはならないからかかっているんであって、それ以上のことは何もないわけです。ですから、適正な診療を受けてるというふうに自分自身は思ってますから、あの通知が来たといってこれはちょっと使い過ぎだなというような、ここを抑えにゃいけないというようなことは一切考えません。必要じゃけえ治療を受けてるんですから、そういう今言われたような2点については、国保加入者の患者さんはそういう認識を持っておられると思うんです。それで、今言われたようなことがあるのではないか、医療機関についてもちょっと言われましたけれども、そこらあたりがああの通知を出すことによって本当に効果があるのかどうなのか、そこらあたりは全くつかめないだろうと思えますけれども、そこらあたりはどういうふうに認識しておられますか。

市民生活部長（北村宗則君） ただいま委員さんとしてのお考えはお聞きいたしましたけれども、実際この医療費通知をいたしまして、送付を受けた方が自分の受診状況について照会、確認等多々してこられます。そういう意味で国保といたしましては、意味のあることをしていると認識いたしております。

委員（森本典夫君） どういう電話が入るんですか、内容は。

市民生活部長（北村宗則君） 例えば自分の記憶と受診記録との差異が出て、覚えがないとかといった内容もあります。よくよくお話しするとああそうだったというようなこともあります。こんなに高くないというようなご連絡もあります。ただ、これは医療費をお知らせしておりますよ、ご本人の負担はこれだけになると思えますよと言うと理解される方もあります。そういうぐあいにご自身の、それぞれの方の自分の状況をこの医療費通知で確認し、疑問に思われた方はそれを照会されて納得されるということはあるので、いわゆるきっちり説明を果たせるという意味がありますので、有効な対応だというふうに考えており

ます。

委員（森本典夫君）　　そういう電話が1年間で何件ありましたか。

市民生活部長（北村宗則君）　　件数は記録で残しておりませんので、件数はわかりません。

委員（森本典夫君）　　記録で残ってないということは電話がかかってきて、こういう質問があつてこういう答弁をしたと、それから説明もしたというのは全く記録にないんですか。

市民生活部長（北村宗則君）　　申しわけありませんが、今言ったようなケースは決して特異なケースではありません。常日ごろ起こっていることでありますので、その記録は残しておりません。

委員（森本典夫君）　　送付した後多分かかってくるんだろうと思いますが、記録がなくてそれぞれ担当課の記憶でそういうふうなことで言っていたら、ちょっと不正確だというふうにするんです。それで、僕はあの通知はやめていいというふうにするんです。なぜかといいますと、先ほど言いましたように、自分はぼつけえかかりようるけんこりや遠慮しようかなというような気持ちには、まず病気の方は必要な診療を受けているわけですから、そういう抑制はほとんどかからないというふうにするんです。それがかかるというふうにご考慮しておられるんですか。

市民生活部長（北村宗則君）　　抑制の観点でどこまでかということはお答えは私もできませんけれども、自分の使った医療費について正しく認識をしていただくという効果はあると思っております。

委員（森本典夫君）　　適正な診療を受けていただくという話が部長からありましたが、適正な診療というのはどういうことですか、それでは。

市民生活部長（北村宗則君）　　ですから、一概な話をしているわけじゃなくて、中にはこんなに医療費がかかりよんかということは自分もそれを意識して必要なときに医者に行くようにならにゃいかんとか、そういうようなご意見をいただくこともあります。

委員（森本典夫君）　　患者さんは、まず必要なときに病院へ行きようてんです。そうでない人がおるといふような基本的な考え方をお持ちなんですか。

市民生活部長（北村宗則君）　　必要な受診をしていただく、これは当然のことです。それじゃあ不適切と思つて行きようる人がおるといふようなことだと思つていただいても、基本的にそれは必要と、その方その方必要と思つて受診をされておると認識しております。ただ、そういう中でも意識としてこういう通知によって見直しの機会も持たれているというふうには思っております。

委員（森本典夫君）　　何の見直しですか。

市民生活部長（北村宗則君） 一般的に言います多受診ですとか、はしご受診というのが正しいかどうかわかりませんが、自分の気持ちとして一つの疾病について何カ所もかかるというようなケースもあるわけですから、その辺についての見直し意識を持たれる方もおられます。

委員（森本典夫君） これは法律的に必ずやらなければならないという案件なんですか。

市民生活部長（北村宗則君） この医療費通知は、法で定められた対応ではございません。ただし、これらについて国、県も含めて保険医療の観点からやるべきであるという認識は持っておりますし、ですからこれについて特別調整交付金での対応等もとられているというふうに思っております。

委員（森本典夫君） そういうことをやっておられる自治体に対しては特交がつくという認識でよろしいか。

市民生活部長（北村宗則君） そうでありますけれども、これは資料を持っておりませんが、少なくとも大半の保険者は対応していると思っております。

委員（森本典夫君） 県下の自治体でやってないところは、今ほとんどのところがと言われましたけれども、やってない自治体があるようですか。

市民生活部次長（北村容子君） 済みません、しばらくお時間をいただきたいと思います。

委員（森本典夫君） それでは、調べていただいて後ほどお願いします。

それから、ちょっと話が変わります。

県下の自治体で国保加入者の方で被保険者が何人かおられるとかというようなことも含めてですが、1年間全く病院にかかってないというところについてはよく頑張られましたということで奨励金というんか、激励金というんか、何か交付しているというところがありますが、井原市内では国保加入者で本人、家族が一切病院にかかってないというような世帯が何世帯あるかというのは把握しておられますか。

市民生活部次長（北村容子君） 把握できておりません。

委員（森本典夫君） 治療通知を出されるのは、例えば本人、家族の方が1日でもかかったら治療通知を出してるんですか。

市民生活部次長（北村容子君） そのとおりです。

委員（森本典夫君） 加入世帯引く通知者を出せば何世帯が全くかかってないということがわかりますね、ちょっとそれ調べてください。

市民生活部部長（北村宗則君） お時間をいただければ無受診世帯、これは把握できると

思っております。ただし、医療費通知は年間通して1回ではございませんので、その対象期間ごとに出していきますから、この期に何世帯出してないというのはわかりますけれども、年間通じての無受診世帯とは違うと思います。

委員（森本典夫君） それじゃあ、パソコンでちょっと出していただいて1年間全く通知を出してない人が何世帯あるか、またお知らせいただきたいと思います。

2件、後ほどで結構ですので、よろしくお願いします。

委員（荳戸利昭君） 279ページの収入未済額が3億5,000万円余り、昨年も3億5,000万円余りありましたが、収納率が68.82%ということではありましたが、国保会計は非常に厳しい折でありますので、この徴収は今後どうなるのでしょうか、収入未済額についてお伺いをいたします。

税務課長（吉本泰人君） 収納率の向上に向けましては、税の公平性やほとんどの納期内納税者のためにも根気強く徴収に当たらないといけないと思っております。ただ、納税交渉においては生活再建等も考慮しながら実情をよく調査した上で滞納者に応じた徴収方法をお願いしてありまして、また分割納付の見直しやあらゆる徴収手段をしておりますが、滞納者の収入状況とか厳しいものがありますので、なかなか向上していくことは、目標を持ってやっておりますが、難しいと思っております。

委員（荳戸利昭君） 非常に厳しいんでしょうが、できるだけ収納率を高めるようにご努力をお願いいたします。

以上、終わります。

委員（三輪順治君） 296、97のところ、レセプト点検の負担金を200万円ほど出されてますが、全県下全部連合会へ出してるかどうかわかりませんが、かつてこの委員会の中で効果のほうをお尋ねになった委員さんがいらっしゃいますので、効果のほうは置いて、私は別の観点からこの点検結果で、ある医療機関が重複であるとか、あるいは過剰であるとかというような判定を受けた際にそれが相当額であった場合に、つまり被保険者はその当日に近い形でお金を払ってるわけですから、当然還付が発生すると思う。レセプト点検で、例えばAという医療機関が10万円分点検結果過剰投資だ、重複診療だということでやられたらご負担なされた方は負担損ですよ。それに対する救済策というのはあるんですか。

市民生活部部长（北村宗則君） レセプト点検と受診者の負担調整のお話かと思えます。

レセプト点検は2つありまして、保険者からの支払いの前に発見するもの、これについては医療機関からの請求を直しますから、その場合には直しますし、直すわけですけど、基本的にはご本人さんが医療機関で負担をされとるはずですよ。これについて制度的には医療機関

のほうにこちらから通知も、要は請求内容を直していただく話になります。ですから、ご本人が医療機関とお話ししていただくのが基本であるというふうに思っております。

委員（三輪順治君） となると、例えば医療機関に過剰であるとか、重複であるとかというその他の理由でレセプト機関が井原市を通して、井原市保険者としてAという医療機関にあんたのところはこの患者さんに対するこの行為はこうこうだから、保険者としては払えないということになると医療機関が例えば10万円かぶるわけですね。かぶった場合に被保険者はそれに見合うお金を通常診療当日に払って帰られるわけですが、当然還付は出ないんですか。法的にそれを裏づけるものはないんですか。レセプト点検をそもそもしょうる意味はそういう悪質と言うたらいけません、病院も一生懸命診療行為をされてますけども、いろんな意味で、レセプト点検をしょうる人間から見ると三重チェックしょんでしょうけども、どうしてもこれは納得できない、だから保険者に返すと、これは払えないと。診療費用として払えない、そしたら井原市もそうだねと医療機関にこれは払えない、そういうことであると払った方は、いわゆる一部負担を3割であれ1割であれ払った方はその差額が出ると思うんです。それも病院で対応せえと、こういう意味ですか。それを裏づけて法的に、いや、そんなことはないよと、そういう場合はこういう法的な裏づけがあって対応できると、しかし現実やってないのかやっとなるか、それをお聞かせ願いたいと思います。

市民生活部部長（北村宗則君） まず、ところどころわからなくなったんですけど、医療機関がかぶるという表現をされましたけれども、要はその診療に対して支払いをするわけですが、それは保険者が支払うべき保険給付部分、これは保険者、井原市でいえば井原市国保が払っていきます、7割払います。あとの3割というのは個々人が病院で支払いになられるんです。そういう中で、先ほどの医療費通知と絡んできますが、医療費通知でその差を見つけれられる方もあります。実際あるんですけども、そういうときに正しく説明をさせていただいて、医療機関とご相談して、基本的には医療機関が認められないものを請求しているのであれば医療機関から返還されるべきものと思っております。

委員（三輪順治君） 最後にします。

そういうケースで医療機関に井原市保険者として通知した場合に医療機関からクレームがあった件は過去ありますか。

市民生活部次長（北村容子君） 伺っておりません。

委員（三輪順治君） ない。結構です。

市民生活部次長（北村容子君） 先ほど森本委員さんのほうから2点質問を受けておりました県内の国保連に委託しての医療費通知書、これは県内全市町村が同じように国保連に委託して医療費通知を出しているというふうに確認できました。

それからもう一つ、5月末世帯数で医療費を使っていない世帯数でございますけれども、5月末世帯対象が5,968世帯、そのうち7月に4月と5月の診療分を送っておりますのが4,900世帯です。それを差し引きますと1,068世帯には医療費通知を送っていないというものでございます。

以上です。

委員（森本典夫君） 4、5月が7月に出したのが1,000世帯ほどということですが、昨年度でそういう形でやっていただいてトータル1年間でかかってないというのはまた後日報告していただきたいというふうに思います。

それから、医療費通知ですが、委託してやっていて県内全部やってるということですが、本人の申し出で通知はもうよろしいよというのは受け入れていただけるのでしょうか、どんなのでしょうか。Aさんはもうこの通知はええんですというて向こうへ言うてもらうて、その人がチェック入れて送らんようになるかとかというようなことができるのでしょうか。

市民生活部次長（北村容子君） ご理解をいただいてお送りを差し上げるようにしたいというふうに考えています。

委員（森本典夫君） 私自身が欲しくないというふうに思ってるんで、また説得してください。あれを見てまた来たかという気になるんよ、僕は。先ほど言うたように、無駄な診療は受けてないじゃけえ、女房もそうです、女房と僕かかりようりますけど、病院は。あれが来んほうが気分がええわ、本当に冗談なしに。来るたんびにまた来たかというふうに思うんで、自分が治療費3割払ようりますから、先ほども言いましたように、10割が何ぼじゃというのはわかるとし、僕自身は送ってほしくないというふうな中の一人、中のというて僕だけかもしれませんが、そう思ってますんでそれができようでしたらぜひしていただきたいというふうに思います。

終わります。

市民生活部次長（北村容子君） 先ほど医療費通知書は県内全市町村、これには間違いはないのですが、岡山市につきましては独自で実施をしているということでございます。国保連合会に委託しているのではなく、独自で実施をしているということでございます。訂正をさせていただきます。

以上です。

委員（大滝文則君） ちょっと頭が混乱しておりまして、決算にないことを言うかもしれませんが、決算に関係ないことでしたら関係ないと言っていただいてもよろしいですからよろしくをお願いします。

先ほど不納欠損の話が出ましたけども、毎年かなりの金額が出とるわけですけども、不納

欠損のうち医療費を使った世帯、人数というものの把握はされているでしょうか。

市民生活部次長（北村容子君） 把握はしておりません。

委員（大滝文則君） なぜこういう質問をしてるかといいますと、28年度から値上げになったわけですが、不納欠損の部分と医療費が使われた部分のマイナス部分というのは真面目に払った人が不足分も払うということになってきます。となると、二重課税のような形になっていきますので、例えば生活困窮の方でどうしても何年も払えんとなるとそれ相当の処理をしていかないと毎年生活困窮とか、これに限らずほかの市民税についても同じような状況であると、言い方は悪いですが、生保のほうにかわってもら、そういうお手伝いというか、相談もしていかなければならないとも考えられるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどういうふうな解釈を今執行部としてはされてますか。

税務課長（吉本泰人君） 滞納者においては呼び出しをしたりして納税相談をして対応するしかないと思っております。

委員（大滝文則君） このことは今把握されてないということですから、もうこれ以上聞くわけにいかんのですが、しっかりそのあたりはどの程度不納欠損処理なり、1年間に過年度分で約3億5,000万円ぐらいの毎年未収が生じて、そのうち一千何百万円という不納欠損処理をされておると、平均すると。となると、その分について先ほど言いましたように、使われた方の処理もきちっとしていかないと真面目に払ってる人は先ほど言うたように、二重払いになる可能性が考えられるんじゃないかと思うので、そのあたりの対策についてしっかりと考えていただきたいということを書いて終わります。

以上です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第4号 平成27年度井原市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 毎回お聞きしているように思うんですが、8人13件ということでありましたけれども、その中27年度は全員入金していただいているのはこの中幾らかでも入金してくださっているというふうに理解すればいいのでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） 滞納分につきましては、分割納付を行っていただいておりますので、一部を入金していただいているということでございます。

委員（森本典夫君） その点ではわかりましたが、となりますと、この年度でこれだけの収入未済額があるわけですが、8人の方がそれぞれ幾らかずつでも納めているということで、今年度分が一番多いのが幾ら残っているのか、多いのから二、三人、ちょっと教えていただきたいと思います。

市民生活部参与（藤井 護君） 滞納者の中で一番多く残っているということですが、一番多いのが27年度末現在で606万2,475円です。それから、2番目の方が605万4,123円ということになっております。

委員（森本典夫君） 先ほどの説明で31年度末で償還完了という話がありましたが、お二人600万円ほど残っているわけですが、こういう人についてはどうなりますか。

市民生活部参与（藤井 護君） 住新の会計は一応31年度末をもって償還が終了いたしますので、当然滞納者につきましては、精算後一般会計において引き続き徴収をさせていただくということになります。

委員（森本典夫君） 今度は一般会計のほうへ移るということになって、徴収はそれぞれ相談しながら分割して納めていただくんでしょうが、どういう形になるんでしょうか、特別会計から一般会計へ行くとなると。

市民生活部参与（藤井 護君） 31年度末をもって住新の会計が一応終了するということとなりますので、失礼しました、公債費の主体の償還が31年度末ということでございますので、住新の滞納につきましては、引き続き徴収を行っていくということでございます。

委員（森本典夫君） 一般会計へというのは訂正ですか。

市民生活部参与（藤井 護君） はい、まだ精算ができていませんので、失礼しました。

委員（森本典夫君） 600万円ほど残っている人が2人という報告でありましたけれども、この606万円、605万円の方は月々どのぐらい払われて、年間でどのぐらい払われているんでしょうか、このお二人さん。

市民生活部参与（藤井 護君） お一人の方は2万円、もう一方は3,000円であります。

委員（森本典夫君） どちらの方が2万円。

市民生活部参与（藤井 護君） 605万4,000円のほうです。606万2,000

円のほうが3,000円でございます。

委員（森本典夫君） 僕聞き漏らしたんですけど、月々これだけか年間でこれだけか。

市民生活部参与（藤井 護君） 月々です。

委員（森本典夫君） となりますと、それぞれお二人さんはお話の結果、月々3,000円、月々2万円ということでなかなか大変な中払われてるんでしょうが、そうなりますと何年かかりますかね、お二人さん。笑い事じゃねえで。

市民生活部参与（藤井 護君） 割り算をしていただければわかると思うんですけども、3,000円の方につきましては200年ということになります。済みません、訂正します、606万2,000円につきましては169年、それから605万4,000円につきましては、51年かかるという予測をしております。

委員（森本典夫君） 気が遠ゆうなるほどですが、借っている方の名義が決まるとるわけでAさんならAさん、その方が今後亡くなられるということも可能性としてはあるわけですが、その場合はどなたにどういうふうに引き継がれることに法的にはなるんでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） 当然法的手続によりまして、もし世帯主の方が亡くなった場合は奥様、奥様が亡くなられた場合は子供ということになってまいります。

委員（森本典夫君） 終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第5号 平成27年度井原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第7号 平成27年度井原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（三輪順治君） 1点、お伺いいたします。

380、381ページの件の権利擁護事業にかかわる委託料のところでございますが、現在高齢者の認知症に対応した成年後見ということでその委託料が出ておりますが、今までに市民後見人を井原市が養成されておりますが、養成人数と現にお働きになってる方の数を教えてください。

介護保険課長（川上邦和君） 今まで27年度末現在で12名の方を養成をしております。そのうち受任をされておられますのが9名という現状でございます。

委員（三輪順治君） 終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第13号 平成27年度井原市病院事業会計決算について〉

委員（森本典夫君） 監査委員の意見書の43ページの結びのところに重症心身障害者に係る障害福祉サービス短期入所事業を開始し、地域中核病院として医療サービスの改善に努めているというふうになっておりますがどういう状況なのか、また成果はどうでしょうか。

病院事務部長（野崎正広君） 現在、先月当たり3名ぐらいがご利用されてます。登録されてる方は、今済みません、手元に資料がないんですけども、月に実態的には二、三名の方が週末等にご利用されてます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） ちょっとようわかりませんが、ありがとうございます。

それから、これは決算書の12ページの中ごろに入院患者、外来患者が大幅に減っている原因として入院患者数、外来患者数とも常勤医師1名の退職が大きく影響した結果となっておりますというふうな表現になってますが、ここにだけ原因を、こういうことにはならないというふうに思うんですが、こういう書き方をしるとということはここが大変な、こういうことになったので影響を受けたということだろうと思うんですが、それ以外にこの入、外来が大幅に減っている原因はどんなものがあるというふうにお考えなんでしょうか。これ以外にはないんでしょうか。

病院事務部長（野崎正広君） 実質、実患者数減原因としましては、新入院、新たな入院の患者さんが昨年度と比べまして27年度は落ちているということもございますし、平均在院日数も平成26年度が15.4日から27年度は13.5日と短縮したものもありますし、26年度が606件から562件と救急車の受け入れ件数等も減ったりということ、それから手術件数のほうも年間対前年と比べて50件ぐらい減ってるというような部分もあります。ただ、そのあたりも医師の減というのものもあるかもしれませんし、正直昨年12月、1月とかは暖冬で患者数が大きく落ちたというのも一因とは考えております。

委員（森本典夫君） それぞれの理由があって全体的に下がってるんですが、こういう表現をしますと1人でしっかり患者さんを抱えとったお医者さんがおられなくなったから減ってしまったんだというふうな表現の仕方だと僕は思うんですが、そういう意味では全体的に減った理由をもう少し詳しく、今事務部長が言われましたようなことも含めて重立った理由をここへ書いておくべきだと、概況ですから。医師が1人減ったから患者さんの入退院が減ったんだというだけの表現ではなくて、そこらあたりも記載しとくべきではなかったかなというふうに思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

病院事務部長（野崎正広君） 委員さんのおっしゃる意見も十分そのとおりと思っております。

委員（森本典夫君） 来年度はどうか分かりませんが、ふえればいいんですが、減った場合に減った理由としてできるだけ概況の中に書いていただいて、審査する者がよくわかるように記述していただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第3号 平成27年度井原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第6号 平成27年度井原市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 井原処理区で今年度14.3ヘクタールの整備を行いましたということですが、あと残りが約100ヘクタールあたりになると思うんですが、今年度の当初の整備予定が幾らで実質14.3ヘクタールになったのか。

それから、あと残りをするとすればどのぐらい年数がかかるのか、芳井についても6.2ヘクタールの整備を行ったということですが、当初の整備予定が幾らで6.2になったのか。

それから、あと6.5ヘクタールほど残るわけですが、これについては約どのぐらいかかりそうですか。

以上。

水道部次長（谷本悦久君） トータルではなくそれぞれということですか。

委員（森本典夫君） それぞれで。

トータルのほうがわかりやすいんじゃないかとトータルでも結構ですが。

水道部次長（谷本悦久君） 当初につきましては後で報告させていただきます。

実はあと27年度で整備しておりまして、約20ヘクタールを整備しております、27年度で。残りにつきましては今年度もそのぐらい約20ヘクタールを整備する予定であります、

28年度でございます。残りが約120ヘクタールほど未整備の状態になってまいります。大体国の補助金のつきようなんですけれども、大体このまま今年度ペースでいけば約20ヘクタールずつ、事業費として約7億円ぐらいがかかってまいります。このままいけば平成34年度ぐらいになろうかというふうに考えておるところでございます。

委員（森本典夫君） 当初はまた後で言うていただきまして、井原と芳井では大体全般的に同じぐらいの率でやるということで、今次長が言われたようなことで年数がそのぐらいかかるという理解でよろしいか。

水道部次長（谷本悦久君） そのとおりでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第8号 平成27年度井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（蕘戸利昭君） これには出てないんですが、畑地かんがいの起債はどれぐらい返還されておりますか、わかりますか。

美星支所長（金高常泰君） 畑総事業の償還につきましては、平成27年度で全額償還が完了いたしております。ただし、畑総事業の償還にかかわりまして平準化事業の借り入れを行っておりますが、こちらの平準化事業の借り入れのほうは平成33年度、平成34年2月で最終の償還ということになっております。

以上です。

委員（蕘戸利昭君） その金額は毎年幾らぐらいになるんですか。

美星支所長（金高常泰君） 平準化事業の借り入れの償還でございますが、28年度以降で申しますと、28年度が3,520万円、29年度が2,585万円、30年度が1,709万円、31年度が988万円、32年度が463万円、33年度が137万円ということでございます。

委員（蕘戸利昭君） 終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第12号 平成27年度井原市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について〉

委員（森本典夫君） 老朽管の布設がえの問題ですが、この決算年度末でどのぐらい老朽管布設をしなければならぬところが残る計算になりますか。

上水道課長（田中伸廣） 老朽した管路があとどのくらいあるかというお問い合わせですが、法定耐用年数が過ぎた管路、昭和43年から50年の管路が統計上は73キロございます。61年から平成27年度末に管路布設がえ工事を行ったものが54キロで、ここで単純に差し引きますと約19キロというものが残るんですが、そのうち創設時に布設された石綿管の更新とか、10年間で老朽管を26キロやっておりますし、あとは公共下水道工事による水道管移転工事が進んでおりまして、これにつきましては、先ほど申しました54キロの中には含まれておりませんので正しい数字とは言えませんが、今現在では耐用年数が過ぎた管路は余りないというふうに考えております。

委員（森本典夫君） 残りは余りないということでありましてけれども、今後の見通しとしてどうなりそうですか。

上水道課長（田中伸廣） 先ほど申しました昭和50年代までが、50年の管路が40年というふうに考えておりますが、井原市水道事業第2次拡張で51年から井原市の大半の部分を拡張工事を進めております。これにつきましては、年間何キロという管工事を51年、52年、53年で整備されておりますので、急激に耐用年数が来る、経過しようとする管路はふえてくるものと思っておりますので、計画的な更新を進めていきたいと考えております。

委員（森本典夫君） 今後、それぞれ今言われましたように、51年以降が7キロほどと言われたんですかね、ふえることになってくるとなれば思い切って老朽管を布設がえせにやあゼロにはならないと。年々ふえてくるわけですから、それを布設がえしていかにかいけん

わけですが、そういう意味では余り残ってないという状況のようですねけれども、見通しとしてはできるだけ早くということになるんでしょうが、年々ふえてくる、新しいのが加算されるわけですが、大体見通しとしてはどうなりそうなんですか、ちょっと僕もようわからんですけど。

上水道課長（田中伸廣） これにつきましては、ずっと今まで新たに布設してきた管路が毎年おきますので、年々経過してくる、耐用年数が近づいてくるような管路はどんどんふえていきます。今、上水道課として進めているのは老朽管の布設がえは毎年2キロ程度ということを目標に計画しております。これも料金収入と照らし合わせて経営が安定化する範囲で押し進めていきたいというふうには考えておりますので、具体的に今は2キロベースでやっておるものを何キロにするということは今この場では言えない状態です。

委員（森本典夫君） 老朽管についてはわかりました。

本年度の収支の純利益がこれだけ出てるということでありまして、事業計画の概要を見てみますと、配水量や給水量などなどはマイナス部分ということで、ほかの費用についてはこれも減ってるのが多いわけですが、営業費用が0.6%増加ということになってるんですけど、ほかにはマイナスの中で純利益がこれだけ出てるというのは具体的にはどこがどうなったからこれだけの純利益が出たというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

上水道課長（田中伸廣） 先ほどの純利益が上がっているということにつきましてはですが、これにつきましてはの要因としましては、平成26年度からの公営企業会計制度の見直しによりまして、今までみなし償却としていました財源が長期前受金によって整理され、減価償却をされるということで、ここにつきましてはプラス・マイナス・ゼロということになるんですが、フル償却としておりました財源、加入負担金とか寄附金とか他会計補助金、これを長期前受金で今までは減価償却はしておりましたが、長期前受金の収益のほうに入れるということになりまして、収益側のほうの金額が上がったことによりまして純利益が発生するということになるんですが、これと相まって業務評価の中に料金回収率というのがございまして、平成25年度までの供給単価割る給水原価の率が大体100%を標準に下回っているところは料金収入だけでは運営できていない、100%を超えていれば十分料金収入で賄われているという基準がございまして、25年度までの会計制度見直し前までは井原市の状態では先ほどの料金回収率が91.5%でした。会計制度見直し後の26年度からは102.2%、27年については101.5%と100%を上回っているという現状になっております。だけど、これは今までと同じ経営をしているんですが、ただ会計制度の見直しによって収益側のほうの費用が大きくなったことによって今まで償却するものはしていたんですが、そちらに数字を上げるということになったことによって純利益が多く発生しているという状

況になります。

委員（森本典夫君） 純利益がこれだけあるんですが、先ほど来、老朽管の布設がえのことを言いましたけれども、この費用を一定充てて2キロベースと言わずに3キロベースとか4キロベースとかというようなことはいかないのでしょうか。

上水道課長（田中伸廣） 水道施設におきましては、今後来るであろうとされております。東南海地震等に向けての耐震化事業の計画を進めております。一般管の老朽管布設がえも行いながら耐震化事業も行うということになりますので、なかなか、耐震化事業には基幹管路、大口径の200ミリ以上とかという大きな基幹部分ですが、そういうものも含んで事業整備しようと考えております。ですから、一般管の今の2キロベースというのはなかなか3キロ、4キロに上げていくということは今現状では難しいかなと考えております。

委員（森本典夫君） 終わります。

委員（佐藤 豊君） 済みません、1点、23ページの修繕費で漏水箇所が233カ所というふうに言われて、それでよろしかったでしょうか。

上水道課長（田中伸廣） 漏水のみではなく機械、電気、その水道施設における修繕費が233件というふうに。

委員（佐藤 豊君） 漏水箇所だけじゃたらどのぐらいになります。

上水道課長（田中伸廣） 給水管、配水管、管にかかわるものですが、27年度では219件と。

委員（佐藤 豊君） 27年度の219カ所というのは26年度、25年度から比べて多いのでしょうか、平均値、平均ということはないのでしょうか、どういう状況かわかりますでしょうか。

上水道課長（田中伸廣） 今手元に昨年度の数字がないんですが、記憶の中では微減ではあります、少しは減少しているというふうに思ってます。

委員（佐藤 豊君） 漏水探知機、130万円で購入という形であるんですが、この探知機を買ったことによって漏水箇所を多く見つけて漏水による費用軽減を現時的にはどのように、それで効果があったのかどうなのか、どのようにお考えでしょうか。

上水道課長（田中伸廣） 昨年度の職員、直営による漏水調査を実施しております。上水道エリアにつきましては、昨年度延べ80人を投入しまして漏水を38カ所確認しております。漏水探知機、2台購入しております。既存と合わせますと3台ありますので、複数班で同日に行えるということがございますので、発見件数は上がったと考えております。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

委員（三輪順治君） 1件だけお尋ねいたします。

有収率の件が3ページに84.2%と書いてありますが、ざっくり言えば100リットル送水したものが回収が84リットルということで16リットルほどどっか行つとるわけです。主な要因をおっしゃっていただけますか。

上水道課長（田中伸廣） 有収率のことにつきまして、実際84.2が平成27年度で、平成26年度では84.3なんです。この有収率というのは年間給水量、水源地から配水池に水を送ったものを有収、水道料金に賦課できる水量を割ったものが有収ということになります。その別の方法としまして有効率というのがございまして、年間有効率を年間送水で送った総数量で割ったものが有効率になるんですが、この有効率と有収率の差で残り部分というのは収入にならなかった水が今の言う100引く84.2ということになって約16%おります。その料金にならなかった数字の中には無効水量、漏水量ですね、無効水量と、あとは無収水量の管の洗浄用とかメーター負担水量、消防用水としての料金を徴収しない水量を含むものなんです。その無収水と無効水量を足したものがおります。無効水量が本当の漏水量なんです。有効率につきましては、26年度から27年度に大体86.81%から87.06%と微増ではあるんですが、0.2%ほど上昇しております。ということは、有収率は微減ではございますが、有効率のほうが上がってきているということは漏水量が、不明水が少なくなっていると、把握できる水が多くて不明水がなくなってきたというふうに考えておりますが、当然100%になるのが望ましいとは考えておりますが、なかなか漏水が全部発見できて修繕できないというのが現状です。

委員（三輪順治君） 長々とお説明いただきましてありがとうございます。要は有収率であれ有効率であれ経営的に見ると、ここの決算意見書のほうにあります有収率を見るのが全国的な傾向じゃないかと思うんですけど、例えば他市の例で井原市と同じ人口規模で送水管キロメートルも同じぐらいであるとすれば大体このぐらい漏りょんですか、それとも何か原因があるんですか。

言うても1割以上ないですからね。

上水道課長（田中伸廣） 先ほどの質問ですが、他市との状況につきましては今現在把握しておりませんが、実際にこれを85%ぐらいの目標にしたいというのを水道事業としては考えております。

委員（三輪順治君） もう一度お伺いしますが、有収率として85を目標にされての15%は、これが一般的な世間の見方ですか。

上水道課長（田中伸廣） 済みません、有収率につきましては、残り15%の中には消防で使われる水、管工事をするとき洗管等で使う水とか、メーターの不感知部分の水量、メーターにも機差がございまして、数%のはかり知れない部分の数字等がおります。そういう

ものが15%の中には含まれておりますので、100%というのは非常に難しいかと。

委員（三輪順治君） お時間かかってもいいですから、例えば近隣の井原市と人口が同じようなところの水道事業の有収率というんですか、有効率というんですか、ちょっと調べていただいて教えてください。

上水道課長（田中伸廣） これは後日報告ということで。

委員（三輪順治君） 結構です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 可決及び認定〉

〈認定第14号 平成27年度井原市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について〉

委員（森本典夫君） 実給水量が大幅に減っております。年々減ってるという事実もありますが、原因は何でしょうか。

それから、意見書の25ページの結びのところの下から3行目に特に今年度はということで監査委員さんが意見を、要望を述べられておられますが、このことについてはどういう対応を今までしてこられたのか、今後されようとしているのかお聞かせいただきたいと思えます。

上水道課長（田中伸廣） 工業用水道事業につきましては、7社と契約水量で月当たり契約しております。企業の経営状況によって使用量も異なるとは思いますが、現状で大きく下回っているのは1社、大企業のほうが使用量が落ちております。そういったものが給水収益に大きく減額、使用量は減っておりますが、契約水量で契約しておりますので、料金のほうには影響は今出てきていない状況です。

引き続きまして、監査委員さんの意見書においての結びの言葉のほうの中段に書かれている部分で。

委員（森本典夫君） 一番下の3行。

上水道課長（田中伸廣） 内部統制についてのご質問だと思います。

上水道課では平成28年1月に危機管理、リスクマネジメントと法令遵守を柱とした内部統制マニュアルを作成しております。業務係では4つの視点からそれぞれの実施業務で想定されるリスクについての回避策と根拠となる法律や条例規則に沿って正しく業務が行われるかを係内で検証し合っております。工務係のほうでは4つの視点から想定されるリスクをさらに自然災害等の外部要因と内部要因に細分化してそれぞれの業務内容ごとにリスクの回避、提言、移転、需要の4つの基準による対応策を明文化しており、今後とも業務を進めていく中で発見される問題点等を検証して内部統制マニュアルの修正について行うことで公正な職務遂行をしたいと考えております。

委員（森本典夫君） それはよくわかるんですが、わざわざ監査委員さんが下から3行目以降に書かれてる。このことについてあえて指摘をされているわけで、それについてはどういうふうに考えておられるのか、今後どういうふうに対応していこうというのか、今そういう取り組みをすることにしてやっておりますということではありますが、わざわざこういうふうに書かれているわけで、なぜそういうふうなことをあえて書かれたのか、それも含めてどういうふうにお考えでしょうか。

上水道課長（田中伸廣） 工業用水道事業につきましては、水道事業がトラブルることによって企業への影響というものが大きく発生します。そういった中で、こういう危機回避、リスクをちゃんと把握しながら企業運営に影響を与えないようにという取り組みをしるということで上水道課のほうは受け取っております。それに基づいてうちの内部統制マニュアルに基づいて日々点検等を実施している状況にあります。

委員（森本典夫君） これについては了解しましたが、前段で質問しました問題で1社の使用量が極端に減ったということを言われましたけれども、お金が入るのは契約水量で入ってくるわけと言われるとお金が入ってくるわけですが、使用水量が大幅に減ったというのは要因は何だというふうにつかんでおられますか。

上水道課長（田中伸廣） 上水道課としましては、企業運営の経営状況が思わしくないというふうに、稼働日数が減ったのか、生産部門の生産が落ちたのかというふうな状況と考えております。

委員（森本典夫君） 特にその契約会社にお尋ねして、ぼっけえ減つりますが、どういうことでしょうかというようなことはあえてしないんですか、今回だけしなかったのですか。

それと、できるだけ使っていただけるように契約水量より必ず皆さん少ないと思うんですけども、お金はもらってるわけですから、そこらあたりも一定把握しながら進めていくと

いうのも必要ではないかというふうに思うんですが、今の話ですと想像の域を出ないんですが、そのあたりは今後極端に減るとかというようなことがあったらいろいろ話をしに行つて、情報を得るといふようなこともすべきではないかと思うんですが、そのあたり部長どうですか。

水道部長（妹尾福登） 景気、不景気というふうな中で企業を運営されとると思うんですけど、そういう中で、今は企業に出向いてどういう状況だから減ったかふえたかというふうなことは聞き取り等はしてませんが、言われるとおり、今後低迷が続くということになれば水道料金にも反映してくるといふことなんで、必要なときには順次そういうこともやっていかななくてはいけないかなというふうには思っております。

委員（森本典夫君） 終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 可決及び認定〉

水道部次長（谷本悦久） 先ほど公共下水道事業特別会計における森本委員さんの質問にお答えをしたいと思います。

27年度の当初予算での整備予定面積でございますけれども、井原処理区で17.1ヘクタールです。芳井につきましては3.7ヘクタールということで合計20.8ヘクタールを整備予定でございます。

以上です。

委員長（藤原清和君） 以上で付託案件の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（藤原清和君） 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 2日間にわたりまして、皆様方には慎重にご審議をいただきました。なおかつ適切なご決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。通じていただきましたご意見、あるいはご提言等につきましては、今後の市政に反映していきたいというふうに思っております。

さて、いにしえより暑さ寒さも彼岸までというふうに言われております。けさほどまでぐずついた天気から一転少し日差しも差してきたわけではありますが、今後は朝夕を初め冷え込むこと、あるいは一日の寒暖の差も大きくなるのかなというふうにも思っております。委員の皆様方にはくれぐれもご自愛をいただきたいというふうに思います。

また、秋はいろいろ形容されております。皆様方にはそれぞれの秋を満喫していただきますようよろしくお願い申し上げまして、お礼のごあさつとさせていただきたいと思っております。2日間どうもありがとうございました。

委員長（藤原清和君） 議長、何かございましたらお願いします。

〈議長あいさつ〉

委員長（藤原清和君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さん、大変ご苦勞さまでございました。